

平成30年第3回由利本荘市議会定例会（9月）会議録

平成30年9月5日（水曜日）

議事日程第3号

平成30年9月5日（水曜日）午前9時30分開議

第1. 一般質問（発言の要旨は別紙のとおり）

発言者	12番	小松浩一	議員
	17番	佐々木慶治	議員
	5番	今野英元	議員
	3番	正木修一	議員

第2. 提出議案に対する質疑

第3. 追加提出議案の説明並びに質疑

議案第133号及び議案第134号 2件

第4. 決算審査特別委員会の設置並びに委員の選任

第5. 提出議案・請願・陳情の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

本日の会議に付した事件

議事日程第3号のとおり

出席議員（25人）

1番	阿部十全	2番	岡見善人	3番	正木修一
4番	伊藤岩夫	5番	今野英元	6番	佐々木隆一
8番	佐々木茂	9番	三浦晃	10番	高野吉孝
11番	佐藤義之	12番	小松浩一	13番	伊藤順男
14番	長沼久利	15番	吉田朋子	16番	佐藤健司
17番	佐々木慶治	18番	渡部功	19番	大関嘉一
20番	佐藤勇	21番	湊貴信	22番	伊藤文治
23番	高橋和子	24番	高橋信雄	25番	三浦秀雄
26番	渡部聖一				

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部誠	副市長	阿部太津夫
副市長	九嶋敏明	教育長	佐々田亨三
企業管理者	藤原秀一	総務部長	原田正雄
企画調整部長	佐藤光昭	市民生活部長	茂木鉄也
健康福祉部長	今野政幸	農林水産部長	遠藤晃

農林水産部政策監 兼農業振興課長	保科政幸	商工観光部長	堀良隆
建設部長	佐々木肇	由利本荘まるごと営業本部事務局長 兼まるごと売り込み課長	田口民雄
スポーツ・ヘルスコミッション 推進部長	袴田範之	東由利総合支所長	佐藤博敦
教育次長	武田公明	消防長	齊藤郁雄
建設部次長 兼建設管理課長	須藤浩和	総務課長	小川裕之
管財課長	田口陽一	行政改革推進課長	東海林正人
総合政策課長	三森隆	地域振興課長	木内卓朗
CATVセンター長	佐々木司	生活環境課長	熊田淳
子育て支援課長	今野正浩	農山漁村振興課長	原敬浩

議会事務局職員出席者

局長	鎌田正廣	次長	鎌田直人
書記	高橋清樹	書記	古戸利幸
書記	佐々木健児	書記	成田透

午前 9時30分 開 議

○議長（渡部聖一君） おはようございます。各地で大きな爪跡を残した台風21号が昨夜半に通過いたしました。幸いにも当市では現在のところ被害も少ないとの報告のようであり、安心したところでもあります。しかしながら、各地ではお亡くなりになられた方がおられるなど、大きな被害を受けておられます。衷心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

それでは、ただいまから、本日の会議を開きます。

出席議員は、25名であります。出席議員は定足数に達しております。

○議長（渡部聖一君） それでは、本日の議事に入ります。

この際、お諮りいたします。本日、議案の追加提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これに、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事は、日程第3号をもって進めます。

○議長（渡部聖一君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

12番小松浩一君の発言を許します。12番小松浩一君。

【12番（小松浩一君）登壇】

○12番（小松浩一君） おはようございます。12番高志会の小松浩一であります。昨夜

からきょう未明にかけて、台風21号が本県に最接近いたしました。暴風により家屋や農作物への被害を受けた方もいらっしゃるかと存じます。今後、被害箇所への対応に当たられることもあるかと存じますが、けがや事故のないようにお気をつけてください。

渡部議長のお許しをいただきましたので、通告の順に従いまして質問をさせていただきます。御答弁方よろしく申し上げます。

大項目1、由利本荘市新創造ビジョン及び総合戦略等における評価と改善の取り組みについてお伺いいたします。

昨年12月の一般質問でも申し述べましたが、平成27年度に策定された新創造ビジョン前期計画は新たなまちづくり検討委員会における計画答申や、まちづくり協議会からの意見、さらに市民アンケートにおける市民の幅広い意見に基づき、本市を取り巻く現状と課題を明確にして作成されたものであり、その内容は高く評価されるべきものであります。12月の市当局の答弁には、新創造ビジョン前期計画に対して、市民アンケートを実施する旨の回答がありました。市民の声を評価に取り入れることは、行政の取り組みと市民の捉え方の差を把握する上でも、非常に重要な取り組みであります。そして、それが、後期計画の策定を考える上での重要なデータになると考えます。まず初めに、平成30年実施予定の市民アンケートの取り組み状況をお伺いいたします。

また、あわせて総合戦略についてもお聞きいたします。平成27年11月に策定されました総合戦略は、新創造ビジョンを具体的に推進する役割を担っていると認識しております。平成32年の新創造ビジョン後期計画の推進に当たり、第2期総合戦略も策定されるのかお伺いいたします。また、策定されるとすれば、総合戦略を後期新創造ビジョンに反映させるためにも、これまでの総合戦略の取り組みにおいて、市民とのかかわりの深い重要な施策については、市民の声を取り入れていくべきではないかと考えます。第2期総合戦略の策定に向けての、これまでの総合戦略の評価とその活用について、市長の考えをお伺いいたします。

大項目2、行政評価外部評価における内部評価と外部評価の差についてお伺いいたします。

平成29年12月に作成されました平成29年度由利本荘市行政評価外部評価実施報告書を見ますと、評価対象となった8事業のうち、内部評価では7事業がA評価であったのに対し、外部評価のA評価はわずかに2事業という結果になっております。まずは、この内部評価と外部評価の違いが明確になった本報告書の評価結果を、市当局はどのように捉えているのかについてお伺いいたします。

また、外部評価委員の総括及び提言には、評価委員の責務としては、ただ単純に評価するだけでなく、具体的な提案をすること、見直しが必要とされた場合には、市は何を改善し、どのように取り組んだのかを検証するシステムが必要であるなど、外部評価のあり方や外部評価を有効に生かすためのシステムに言及する意見も述べられています。さきの評価の差異も含め、外部評価をどのように分析し、それを市の施策の改善にどのように結びつけていくのか、市当局の考えについてお伺いいたします。

大項目3、本市における農業政策への取り組みについて。

(1) 離農傾向が見られる農業の現状に対する市の対応についてお伺いいたします。

先月発行されました市農業委員会だよりに記載された平成29年度農地及び農業経営等

に関する調査において、全域調査地域回答者2,375人のうち、24%に当たる559人の農家が、規模の縮小または農業をやめたいと回答するショッキングな調査結果が明らかになっております。平成29年度版由利本荘市の統計における、2010年の総農家数は5,259戸、2015年の総農家数は4,485戸であり、この5年間で減少農家数は774戸、減少率は14%となっています。この数値を見ても、近年離農傾向に拍車がかかっていることがわかります。さらに、さきの由利本荘市の統計、産業、年齢別の就業者数からは、農業就業者は60歳以上が3,271人であり、全体の82%を占め、本市における農業就業者の高齢化も明らかになっています。このようなこれまでの農業の実態に加えて、さきの平成29年度農地及び農業経営等に関する調査には、離農を考えている農家の3分の2は農地管理の相手が決まっていないう結果も示されています。これらの調査結果や統計資料から見ても、農業に従事する人をいかに確保していくか、高齢者の農業従事者にどのような支援を行っていくのかということは本市の喫緊の課題であると考えます。この現状に対する本市の対応についてお伺いいたします。

次に（2）山間部の圃場整備への取り組みについてお伺いいたします。

さきの農業委員会の調査結果にある、離農者が農地管理の相手を決めることができない原因の一つに、山間部等の狭小な農地が多いことが挙げられます。狭い水田では大型の農機具が入れないこと。また、作業に時間がかかることなどが農地管理を請け負う農家の負担になっています。これまでも、各地域で圃場整備が進められてきたことと思いますが、いまだ整備されていない山間部の圃場整備が、今後どのように展開されるのかについてお伺いいたします。

大項目4、地域コミュニティ活性化への取り組みについて。

（1）公民館機能の充実に向けた取り組みについてお伺いいたします。

地域コミュニティの活性化については、軽トラ市や雪上野球大会など、地域ならではの事業や活動を数多く展開している東由利地域のように、市のまちづくり協議会や地域のさまざまな団体が連携して取り組み、地域コミュニティの活性化に向けて成果を上げている地域もあります。しかし、その取り組みも地域によって格差が見られるのが実際のところ。特に本荘地域の周辺部の地区は、さきに挙げた東由利地域のような旧町の地域と異なり、コミュニティが狭いことや諸団体が少ないことなどから、活性化推進に大きな課題を抱えています。そのような地区において、現段階で活性化活動に結びついているのが、公民館活動であり、活性化の拠点となるのが公民館であると考えられます。

その本荘地域の出張所・公民館において、次年度から出張所機能を廃止する方向で、各地区において説明会が行われております。また、その出張所機能廃止の理由の一つとして公民館機能の充実を挙げているわけですが、今後、市としては、公民館機能の充実について、どのようなことを構想され、どのような取り組みを考えておられるのかお伺いいたします。

次に（2）交通空白地域解消への取り組みについてお伺いいたします。

昨年12月の一般質問においては、交通空白地域解消のために、現地を訪問し、地域の方々の声を聞きながら対応していきたいという御回答をいただきました。実際に小友地区において、前小野副市長や担当の方々が現地を訪問し、地域の方々の声を聞いてくだ

さったと伺っております。まことにありがたいことであり、感謝申し上げます。

この交通空白地域解消については、3月定例会における正木修一議員のスクールバス混乗化についての質問でも、その活用の可能性を見出していきたいという前向きな御回答がありました。地域のお年寄りが自宅から外に足を運ぶことのできる交通機関の確保は、地域のお年寄り同士の結びつきの場を設けたり、公民館活動との連携を図るという視点からも、地域コミュニティ活性化につながる取り組みとなります。昨日の伊藤文治議員の質問と重複する部分がありますが、現在の交通空白地域解消に向けた取り組みの進捗状況について、御説明をお願いいたします。

また、この交通空白地域解消については、平成31年度末までのカバー率の目標を80.6%とされていますが、交通空白地域が公共交通機関のカバーに達した状況とは、公共交通機関がどのように整備された状態と考えているのかについてもあわせてお伺いいたします。

大項目5、現在及び今後の教育課題に対する取り組みについて。

(1) 子供のため、教師のための指導体制充実への取り組みについてお伺いいたします。

昨年12月の一般質問でも申し述べましたが、現在の学校現場においては、通常学級において、特別な支援を要する子供が増加する傾向にあります。各校においては主要教科におけるTTでの対応、また生活サポートとの連携などによる対応を行っていますが、学習指導については困難な状況も見られます。

一方、今後の教職員構成を見ると、今後数年にわたって、退職教員が増加していく教職員の大量退職を迎え、それに伴い初期層教員が増加することとなります。この初期層教員の増加という状況において、学習指導や生徒指導、または保護者との信頼関係の構築など、さまざまな視点から教育の質を維持するためには、学校現場において、日常における学習指導や生徒指導についての研修や相談の場の充実が求められることが予想されます。初任者研修の対象となる教員は、さまざまな場での研修が保障され、初任者研修指導教員による対応もありますが、初期層の臨時講師には、学習指導や生徒指導、子供や保護者とのかかわりについてなど、多くの悩みを抱えている現状も見られます。学校現場では、初任者や講師を含めた初期層教員の校内研修等、さまざまな対応を行っておりますが、今後、経験豊かな教員が退職し、教職員の若年齢化が進む現状を考えると、各校での対応にも限界があるように思われます。

このような通常学級における特別な支援を要する子供の増加傾向への対応を図り、また、初期層教員の指導力の充実を図るためにも、予算を伴うことではありますが、経験豊富な退職教員の活用などの取り組みの可能性についてお伺いいたします。

(2) 学校環境適正化検討委員会の第2次提言等の見通しについてお伺いいたします。

学校環境適正化については、平成27年度の第2次学校環境適正化検討委員会の設置以来、本荘地域の保護者等へのアンケート実施や、各中学校区での学校環境を考える会の開催。さらには、検討委員会の第1次提言を受けての各地区における、これからの学校を考える会の開催など、本荘地域の適正な小学校のあり方について、学校環境適正化検討委員会及び教育委員会が細やかな対応をされています。本当にありがたいことだと思います。

います。

ただ、各地区での話し合いが持たれ、その話し合いの内容を見ていくと、石沢地区と、他地区の保護者や地域の方々の関心の度合いに温度差があることが明確になってきています。第2次提言を策定するに当たり、第2次提言の内容がどの選択肢になるのかによって、今後の対応も随分と変わってくるのではないかと考えます。例えば、仮に第2の選択肢、当面児童の減少率の大きい、また今後10年以内に100人以下の小規模校となる見通しの学校を統合し、隣接校との児童数格差を解消するとともに、複式学級を解消するということを想定した場合、石沢小学校のみならず小友小学校の保護者や地域の方々にもその具体的な方向について再度意見を聞かなければならないことが予想されます。さらにすぐに第4の選択肢、今後将来、本荘地域3中学校を維持しながら均衡ある小学校を構成していくため、1中学校区1小学校1中学校を基本目標とするということに向かうことを想定した場合、石沢、小友、子吉、尾崎各小学校の保護者や地域の方々に再度意見を聞かなければならないと考えられます。現段階で、地区による関心の度合いに温度差がある現状で、今後どのように第2次提言に向かうのか、その過程における今後の方向性や取り組みについてお伺いいたします。

(3) 学校図書館図書整備の充実への取り組みについてお伺いいたします。

今年度の本市の学校教育の重点施策の一つに⑤情報活用能力、コミュニケーション能力の育成が挙げられています。その中には図書館の活用、読書活動の充実があります。本市の重点施策にあるとおり、読書活動は情報活用のみならず、元鶴舞小学校校長であります故井出茂先生が「読書は心の栄養である」と話されたように、子供の心を育てる上でも重要な教育活動の一つであります。その読書活動にかかわり、文部科学省でも平成29年度から学校図書館図書整備等5か年計画が推進され①学校図書館図書の整備、②学校図書館への新聞配備、③学校司書の配置という3つの取り組みが明確化され、計画の策定に伴い地方財政措置が行われています。本市における図書館の活用、読書活動の充実にかかわる今年度の学校図書購入費用の予算額は、昨年度と比較すると、小学校においては130万円、中学校においては39万円の減額となっている現状ではありますが、本市における文部科学省学校図書館図書5か年計画についての取り組み状況をお伺いいたします。

以上、大項目5点の質問であります。御答弁よろしくお伺いいたします。

【12番（小松浩一君）質問席へ】

○議長（渡部聖一君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） おはようございます。

それでは、小松浩一議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、由利本荘市新創造ビジョン及び総合戦略等における評価と改善の取り組みについてにお答えいたします。

市民アンケートにつきましては、現在、9月20日を回答期限に、市民2,000人を対象に実施中であり、回答率の向上を目指して、パソコンやスマートフォンからの回答も可能にしたところであります。

このアンケートでは、新創造ビジョン前期5カ年の取り組みに対する評価と、今後の

まちづくりに対する意見を5つの基本政策に沿って伺うとともに、総合戦略に掲げる4つの基本目標にも関連した内容としております。

具体的な例として、前期5カ年の評価は、県外からの移住対策やスポーツ立市の取り組みなどの27項目、今後のまちづくりとしては、地域産業の活性化や子ども・子育て支援の充実などの14項目からなり、いただいた意見は、新創造ビジョン後期計画の策定に生かしてまいりたいと考えております。

次に、次期総合戦略の策定についてであります。人口減少対策として、より実効性のある内容となるよう、外部有識者からなる施策等効果検証委員会の意見や、アンケート結果を活用しながら、新創造ビジョン後期計画と同じく、平成32年度から始まる計画として策定を予定しております。

次に、2、行政評価外部評価における内部評価と外部評価の差についてにお答えいたします。

昨年度の外部評価は、建設事業や補助金事業を除いた市の主要事業の中から、10人の委員が選んだ8事業が対象となりました。

福祉医療費支給事業や移住・定住促進事業はA評価となりましたが、全体的には外部委員の評価が内部評価を下回る結果となっております。

特に、運営計画策定業務などを実施したスポーツ交流連携推進事業は、スポーツだけではなく防災やイベントにも多目的に活用できる施設であることを十分に説明できなかったことが影響し、低い評価となっております。

また、放課後子ども教室推進事業も、必要性は高いが、一部地域でその周知や実施状況が不十分であるとの理由でC評価でありました。

このように、評価の差は、事業内容の説明不足に原因がある場合が多いと思われまので、今年度の行政評価では、委員の皆様へ、より丁寧な説明を行い、事業の目的や目指す効果を御理解いただくとともに、内部評価も精度を高めて実施してまいります。

外部評価での御意見は、事業の改善や効果的な実施の参考にするほか、市の総合計画などを見直す際に検討材料として、有効に活用してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3、本市における農業政策への取り組みについての（1）離農傾向が見られる農業の現状に対する市の対応についてにお答えいたします。

平成29年度農地及び農業経営等に関する調査は、農業委員会が、農地所有者の今後の農地に関する意向を把握する目的で行ったものであります。高齢化や、担い手不足、後継者がいないなどの、地域農業が抱える課題が、数字の上でも裏づけられた集計結果となりました。

このような課題に対し、市ではこれまでも、地域農業を牽引する経営体の育成のため、県や農協と連携して、集落営農組合の組織化や、認定農業者の掘り起こし、現在ある集落営農組合の法人化に向けたサポートや研修会等を行ってきております。

また、新たな後継者を育成するため、農業次世代人材投資事業やフロンティア育成研修事業等で新規就農者の確保に努めるとともに、将来の地域の担い手を育てるべく、農業に興味を持つ高校生を対象に、研修を行っているところであります。

今回の調査結果により、市といたしましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員

と協力して、地域の農地のあり方や、高齢営農者の担い手への継承など、将来の人と農地の問題を解決するための人・農地プランを、なお一層、実効性のあるものにしていかなければならないと考えております。

今後とも県や農協などの関係機関と連携を図るとともに、地域との話し合いを重ねながら、課題解決に取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、（２）山間部の圃場整備への取り組みについてにお答えいたします。

現在、市内における標準区画が30アール以上の平地での圃場整備率は約93%となっており、ほぼ終えようとしておりますが、山間部などの中山間地では進んでいない状況であります。

耕作放棄地の発生防止はもちろんのこと、農業の競争力強化を図るためにも、山間部などの圃場整備を行い、担い手への農地集積・集約化を推進することが、非常に重要と考えております。

現在、市では、圃場整備の実施に当たり、国の農業農村整備事業における、費用負担のガイドラインに沿って、市の負担割合である10%を負担しているほか、法人設立や集積率などの条件はありますが、受益者負担率が実質ゼロ%となる事業の取り組みに対し、積極的に支援しているところであります。

また、今年度、新たに創設された農地中間管理機構関連事業では、対象農地に、農地中間管理権設定などの要件はありますが、農業者から費用負担を求めないことや、事業面積が5ヘクタールからと、比較的小さい区域で実施が可能であり、中山間地に適した事業として積極的に促進してまいります。

市といたしましては、これら各種事業の情報提供やとりまとめにつきましては、土地改良区や各地域で開催しております支部長会議などを通じて行うとともに、今後も円滑に事業が実施できるよう促進してまいります。

次に4、地域コミュニティ活性化への取り組みについての（１）公民館機能の充実に向けた取り組みについてにお答えいたします。

出張所機能の見直しについては、行政改革大綱において、組織の合理化・効率化として、出張所の業務等を検証し、職員体制の見直しを行うとしていることから、その取り扱い事務や体制について、以前より検討を重ねてまいりました。

今回は、新たなサービスの開始などを総合的に勘案した上で、出張所の窓口業務について見直しを行うこととしたものであります。

本荘地域の出張所は公民館が併設されており、出張所としての窓口業務以外にも、地区要望受け付けや取りまとめ、さまざまな相談、修繕箇所などの市の各課への取り次ぎ、地区内の各種団体への支援など、地区に密接にかかわる業務を地域コミュニティの核として行ってきており、出張所がない南内越地区においても公民館が同じ役割を果たしてきております。

今回の見直しでは、戸籍などの窓口事務を行う出張所から、地区の皆様が長年なれ親しんだ公民館として、公民館事業や生涯学習支援活動を行いながら、住民が主体となった地域づくり、コミュニティの活性化の拠点として、各地区に深くかかわる業務を引き続き担っていくものであります。

私としては、公民館は地域にとって非常に大切な拠点施設であると考えておりますの



で、今後も地区の皆様の声に耳を傾け、公民館の機能充実に努めるとともに、市民と行政による協働のまちづくりを推進するため、地区内の団体育成と支援を図ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、（２）交通空白地域解消への取り組みについてにお答えいたします。

地域からの要望がありました本荘の石脇地区においては、公共交通の必要性に関するアンケート調査を実施したほか、小友地区や大内の平岫町内、及位町内などでは、住民の皆様との意見交換会を開催し、ニーズの把握と状況の確認を行っております。

また、スクールバスの住民混乗化につきましても、現在、試験運行路線を本荘東中学校の小友・石沢線、由利小学校の西滝沢線、鳥海中学校の皿川線の３路線に絞り込み、保護者へのアンケート調査など、運行に向けた作業を進めております。

本市では交通空白地域の定義を、鉄道駅から半径800メートル、バス停から半径300メートルより遠く、容易に公共交通機関にアクセスできない箇所としております。

この解消には、現在、路線バス廃止に伴うコミュニティバスの導入は完了していることから、これからは点在する集落や細かなニーズへの対応として、町内会やNPOなど、地域が主体となった地域交通の導入が不可欠と考えており、今後、住民の皆様とともに進めてまいります。

去る8月20日には、生活の足の確保、改善に向け、市の関係部署からなる横断的なプロジェクトチームを立ち上げたところであり、これらの取り組みをもとに、地域住民の外出機会を創出し、地域コミュニティの活性化を図るためにも、地域に応じた交通サービスの確保に向け、モデル地区の立ち上げや車両の貸与など、市からの支援を具体的に検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、5、現在及び今後の教育課題に対しての取り組みについては、教育長からお答えいたします。

○議長（渡部聖一君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

○教育長（佐々田亨三君） 小松浩一議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

初めに、5、現在及び今後の教育課題に対しての取り組みについての（１）子供のため、教師のための指導体制充実への取り組みについてにお答えいたします。

本市の小中学校教員の今後の定年退職者予定数であります。今年度末は15名、来年度末は10名、再来年度末は18名であります。

今後数年にわたって定年退職者がふえていく見込みとなっており、それに伴って、新規採用者などの初期層教員の割合も増大していくものと思われま。

退職教員の退職後の動きにつきましては、再任用や講師、非常勤講師等引き続き学校に勤務する方や家族の介護のため、自分の趣味の充実のためなどという理由で職には就かずにいる方もおられます。

教育委員会では、今年度より、退職した教員の中から希望する方を教員免許所有が条件となる学習支援員として採用しているところであり、今後も学習内容が定着しない子供などに対する支援等に活用してまいりたいと考えております。

また、県が指導教員として退職教員を採用している初任者研修に加え、本市でも初任

者研修を充実させ、指導力の向上を図っているところではあります。

今後も増加すると予想される初期層教員の資質向上を目指し、県との連携を図りながら、経験豊富な退職教員の活用を通し、各学校における指導体制の充実に努めてまいりたいと存じます。

次に、（２）学校環境適正化検討委員会の第２次提言等の見通しについてにお答えいたします。

本荘地域を中心とする学校環境の適正化につきましては、今年３月、適正化検討委員会より第１次提言をいただき、市の広報やホームページを通して、広く市民にお知らせしたところであります。

その後、適正化検討委員会では、毎月委員会を開催して協議を進めるとともに、６月より、学区単位に、これからの学校を語る会を開催し、地域住民や保護者、学校運営協議会関係者に提言内容を説明するとともに、グループ討議を行うなど、積極的に意見交換を実施し、６回目を終えたところであります。今後も必要に応じて開催し、第２次提言に生かしていく予定となっております。

語る会においては、複式学級解消のため、当面の対策として近隣の学校と統合すべきである、また、学区の再編も視野に入れて進めるべき、さらには、第１次提言の１中学校区１小の目標を目指して早期に進めるべきであるなどの積極的な意見が複数の会場で出されております。

検討委員会では、これらの意見を踏まえて協議を重ね、年内に第２次の提言書を提出する予定となっております。

教育委員会では、第２次提言の内容を市民の皆様にお知らせするとともに、意見交換の機会をこれまで以上に設け、年度内に学校環境適正化計画を策定する予定であります。

多くの皆様に御理解いただける適正化計画となるよう、機会あるごとに意見交換してまいりたいと考えているところでありますので、御理解をお願いいたします。

次に、（３）学校図書館図書整備の充実への取り組みについてにお答えいたします。

平成30年度における本市小中学校の学校図書館整備事業費は、少子化による学級減等から平成29年度と比べると減額となっている現状にはあります。

蔵書数は、全ての学校で国で定められている学校図書館図書標準値を満たしており、調べ学習が日常的にできる統計資料、新聞、画像等の整備も進めているところであります。

国で示している第５次学校図書館図書整備等５か年計画の新聞の配備につきましては、新聞を使った授業、N I E 研究に取り組んでいる大内小、由利中の取り組みを参考にして、来年度から全ての学校図書館に新聞を配備し、語彙力や読解力、思考力や表現力の育成に向けて環境整備を進めてまいりたいと思います。

また、学校司書の配置については、本市は独自に19名を配置し、中央図書館や司書教諭、担任と連携しながら、読書環境、学習環境を整備して、教育活動の支援に努めております。

未来をつくる本市の子供たちが、新しい時代に必要となる資質・能力を身につけることができるよう、計画的な図書の更新や新聞配備等、学校図書館図書整備の充実に向け

た取り組みを一層進めてまいります。

以上でございます。

○議長（渡部聖一君） 12番小松浩一君、再質問ありませんか。

○12番（小松浩一君） 大変御丁寧な御回答をいただきましてありがとうございます。

大項目1の新創造ビジョン及び総合戦略における評価と改善の取り組みについて再質問をいたします。

再質問の前に、大変具体的な御回答をいただきました。ありがとうございました。既に2,000人にわたるアンケートを行っているということ、具体的にそれぞれの5つの基本となる政策とか4つの基本目標に対して、こういう項目でというようなお話までありました。大変ありがたい御回答でした。

一つお聞きしたいのは、市民アンケートの結果を公表するというふうなことは考えいられないのかどうか。といいますのは、それをどのような形で分析していくのか等含め、アンケートをしていただいた市民の方々にも、そのアンケート結果を公表していくということが、市の取り組みについて、理解を深めていただくことにもなるのではないかと思うのですけれども、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（渡部聖一君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 企画調整部長から答えさせます。

○議長（渡部聖一君） 佐藤企画調整部長。

○企画調整部長（佐藤光昭君） ただいまの再質問にお答えいたします。

この市民アンケートにつきましては、新創造ビジョンの後期計画、それから第2期の総合戦略、この策定にともに活用していきたいというふうに考えております。計画の案をつくる過程の中で当然市民の方々からのこういう御意見があったと、そういうものを反映しながら、また、こういう計画を策定していくという過程を公表しながら進めていくということになる、このように考えております。

以上でございます。

○議長（渡部聖一君） 12番小松浩一君。

○12番（小松浩一君） 過程も公表しながらというお話でしたけれども、例えばそれは市の広報とかあるいはホームページ上で公表するという形になるのでしょうか。それとも、前回の新創造ビジョンの中では、その冊子の中にアンケート結果が盛り込まれるような形になっていましたけれども、そういう形になるのでしょうか。そこも、もし教えていただければ。

○議長（渡部聖一君） 佐藤企画調整部長。

○企画調整部長（佐藤光昭君） やはりこの計画を策定していく上で、市民の方々の御意見というものは非常に骨格をなすものだというふうに考えておりますので、冊子の中に盛り込む方向で検討していきたいというふうに考えております。

○議長（渡部聖一君） 12番小松浩一君。

○12番（小松浩一君） ありがとうございました。次の質問にも絡むんですけれども、ぜひ、アンケート結果を示すだけではなくて、次は分析がどのように行われたのかということが見えるような形で示していただければと思います。よろしくお願いします。

続きまして、大項目の2、行政評価外部評価について再質問をさせていただきます。

内部評価と外部評価の違い、説明不足のところがあったというようなお話でした。そういう部分はあるのかなとは思うのですが、一つお聞きしたいのは、内部評価、外部評価の違いが出た今回の結果について、どのような場でどのような分析を行っているのかというのをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

- 議長（渡部聖一君） 長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） 総務部長から答えさせます。
- 議長（渡部聖一君） 原田総務部長。
- 総務部長（原田正雄君） 再質問にお答えいたします。

ことしも既に外部評価が始まっております。議員から御質問のあったとおり、A評価、B評価、いわゆる外部評価と内部評価の、非常に解離が見られるということは各部長等にも情報共有させていただきながら、今後については内部評価のあり方についても精度を上げていく、さらに外部評価委員からの答申を受けた後で、外部評価委員と事業を行っている部局の部長との意見交換も行っていききたいと、ある程度その差を縮めていく外部評価のあり方にことしから取り組んでいくということでございます。

当然、解離があるのは我々は望むところでもございませぬし、やはり自分たちの内部評価が甘過ぎたんじゃないかと、予算を勝ち取ってやっていく我々の事業ですので、自信を持って進めたいという意味で評価がちょっと甘かったというところもあります。その辺の精度も上げていくということも含めてことしからスタートしておりますので、御理解願いたいと思います。

- 議長（渡部聖一君） 12番小松浩一君。
- 12番（小松浩一君） 昨年12月にいただきました、この報告書の外部評価の進め方、ヒアリング調査では、最後がまず外部評価協議のまとめで終わっているんですけども、今のお話を聞きますと、そこからさらに話を持っていうところで、大分このシステムが変更されているというところがわかりました。ぜひそのような方向で進めていただければと思います。よろしくお願いします。

次、大項目3（1）離農傾向が見られる農業の現状に対する市の対応について聞きたいと思います。

先ほど、市長の答弁の中で研修事業ということで、高校生を対象にした事業も行っているというようなお話がありました。大変すばらしい事業だと思いますけれども、その内容をもう少し詳しく御説明いただけないでしょうか。よろしくお願いします。

- 議長（渡部聖一君） 長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） 農林水産部長から答えさせます。
- 議長（渡部聖一君） 遠藤農林水産部長。
- 農林水産部長（遠藤晃君） 小松議員の再質問にお答えいたします。

高校生を対象とした事業といたしましては、平成27年度に農家の栽培した作物につきまして、首都圏の千葉の京北スーパーで販売の経験をさせております。それから28年には、地域の新規就農者、それから、例えばアスパラガス等の農協で指導者となっております農家の方々に現地で指導を受けながら栽培の経験、摘み取り体験等を実施しております。

今年度につきましては、この間あきた総合家畜市場で開かれました畜産共進会の会場

で、自分たちが収穫して、当日来られた方にそれを販売するという経験をしてもらいました。今後もそういうものはずっと継続しながら、ただ、同じ子供さん方が参加されるということなので、少し内容を変えながら、いろいろな子供さんが参加できるようにしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（渡部聖一君） 12番小松浩一君。

○12番（小松浩一君） ありがとうございます。継続して平成27年度から取り組まれているということですが、なかなか即効的な結果は出てこないと思うんですけども、そういう取り組みによって高校生が就農するというような、実際にそういうような動きというのは現段階で少しでも見られるのでしょうか。

○議長（渡部聖一君） 遠藤農林水産部長。

○農林水産部長（遠藤晃君） ただいまの再質問にお答えいたします。

3年ぐらい前から、具体的に始めた事業ですが、特に西目高校の生徒さん方は県のフロンティア事業に毎年1人、または2人程度研修生として参加しておりますし、その研修を終了した後に新規就農している子供さんも1名か2名おられます。

○議長（渡部聖一君） 12番小松浩一君。

○12番（小松浩一君） ありがとうございます。同じ項目についてもう1点、(2)の山間部の圃場整備も含めて再質問になるかと思えます。

離農傾向が進むということや、それから山間部の圃場整備がなかなか進まないという現状がありますが、例えば、今回の調査結果を受けて、今後実際に農家の方々といろいろな機関との連携もあるのかもしれませんが、市として実際にお話をしていくといたしますか、農業にかかわる方々の声を聞くというふうな、そういう意味での支援というものは考えていらっしゃるのかどうかお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（渡部聖一君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 農林水産部長から答えさせます。

○議長（渡部聖一君） 遠藤農林水産部長。

○農林水産部長（遠藤晃君） ただいまの再質問にお答えいたします。

いろいろな支援ということでもありますけれども、高齢者の方でも認定農業者になっておりますと、いろいろな国、県の事業を活用できますし、先ほど市長が答弁しました人・農地プランという計画もあります。

これにつきましては、地域の農地を今後誰が守っていくのか、5年後、10年後、農業を継続できない出し手となる高齢者が今後誰に農地を預けるのか、そういうものを計画したプランでありますけれども、こういうプランをきちっと進めていくためには地域の話し合いが大事だというふうに考えております。

その話し合いにつきましては、市も、県も、農協も、農業委員も入れた形で、そういうふうなプランをきちっとできるように持っていききたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（渡部聖一君） 12番小松浩一君。

○12番（小松浩一君） ありがとうございます。

実際に農地を請け負う方も、誰でも請け負えるという状況ではないことがありまして、結局ある人にいっぱい集中してくるという現状もあると、請ける方もすごく苦しい

部分があると伺っております。

それから、圃場整備がなされていないためにやりたくてもできないということもありますし、集落営農につきましても、行ってはいるが、なかなか法人化ができないというふうなところもありますので、そういうところも含めてぜひ農業にかかわっている方々から直接お話を聞いて対応を考えていただければと思います。よろしく申し上げます。

続いて、大項目4（1）公民館機能の充実に向けた取り組みについてというところについて再質問をいたします。

市長からは、公民館は地域に密着したものであると、深くかかわるべきものであるというお話がありました。大変ありがたい御回答です。やはり地域の活性化を図る上では公民館は大変必要な、重要な拠点になると思います。やはり生涯学習や社会教育の拠点となるものは公民館と私は捉えているんですけども、拠点となる上での、来年度に向けて、例えばさらにこういうところを充実していくという具体的な方向性とか見通しというものがありませんでしたらお聞きしたいと思います。

- 議長（渡部聖一君） 長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） 教育長から答えさせます。
- 議長（渡部聖一君） 佐々田教育長。
- 教育長（佐々田亨三君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今も小中学校、それからさまざまな地域のコミュニティ・スクール等で公民館と学ぶんネット関係も堅持等しながら、地域の方々と連携をより一層できればなということでチャレンジしている段階であります。

もう一つは、いわゆる宅配講座ということで、市の課題、あるいは我々自身のさまざまな生き方にかかわる講座等できればということで、連携をしながら進めているところでもあります。

こうしたことをもとに、もちろん従来からの地域の方々のスポーツ、それからさまざまな文化活動、歴史的な行事等についても継続的に連携できる窓口になるものと思っております。

以上でございます。

- 議長（渡部聖一君） 12番小松浩一君。
- 12番（小松浩一君） ありがとうございます。

そういう部分での公民館活動の機能充実というものをぜひ今後も図っていただきたいと思うんですけども、もう一つ、きのう伊藤文治議員から質問があったんですが、地域の人材を育てるという意味での公民館機能というもの、大切になってくるのではないかなと私は考えています。いろんな講座とか事業をやることで地域も活性化されますが、やはり地域の中から地域を活性化させるような人材が出てこない、本当の活性化につながらないのではないかなと私は考えております。

昨日ちょっとお話がありましたが、かつての体育推進員とか、あるいはもっともっとさかのぼれば青年会活動など、生涯学習というものが盛んな時期がありました。そういう意味での地域人材の育成という観点でも生涯学習や社会教育というもの、公民館活動と絡めてどのように進めていかれるのかなということもお聞きしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（渡部聖一君） 佐々田教育長。

○教育長（佐々田亨三君） 公民館活動から見た地域人材の育成という観点からすると、やはり小・中・高等学校、あるいは一般の企業人となった場合の、そうした一つの体系というか、そういうものが町内、あるいは地域でどういう構図を描いているのかということが一つ現状分析としては大事な視点かなと、こう思っております。

そうしたことを踏まえて、今学校教育、あるいは活動を中心とすれば、コミュニティーでやっているさまざまな地域行事に子供を加えながら、そういう活動を通して地域というものを考える契機となればということでは指導しているところではあります。

ただこれが高校、大学、あるいは地域社会の一員となって、そして今の公民館活動の現状にどうやっていくかということについては、これからさまざまな工夫、先ほど言いました講座開設等と関連もありますので、そうしたことを踏まえて地域人材の育成に取り組んでいければと思っております。

○議長（渡部聖一君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 阿部副市長からちょっと補足させます。

○議長（渡部聖一君） 阿部副市長。

○副市長（阿部太津夫君） 先ほどの市長の答弁に若干補足をさせていただきますけれども、公民館機能の充実なんです、高齢化社会、それから人口減少社会に対して、これまでの出張所機能ではなくて、これから何が求められるかという新しいサービスを徹底的に研究していきたいということがまず一つ。

それから、小松さんの今の質問にありましてとおりに、地域のキーマンとなる方、この人材をいかに育成していくかということ。やはり地域の課題については、市長が答弁の中で話をしておりますけれども、住民が主体となった地域づくり、これが一番大切なことだというふうに感じてございます。

ですので、もっと手っ取り早く言いますと、今の出張所長とか、それから公民館長とかという職についても、例えば先ほど言われたいろいろな職で地域の方が推挙されて、この人と一緒にまちづくりをやっていくべきだというようなことがあれば、将来的にはそういう形が一番望ましいなというふうにも考えてございますので、そのための人材育成というのは必要だというふうに考えてございますし、これからの人材育成の中で、昨日申し上げたとおりに、地域活性化センターの中での今後3年間のアクションプランの中で、単に職員だけではなくて、民間、地域住民の人材を育成するということを十分に頭に入れながら進めていきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いたします。

○議長（渡部聖一君） 12番小松浩一君。

○12番（小松浩一君） ありがとうございます。

地域が元気である姿を子供たちが見ると、やはりその地域に対する誇りを持つことができると思います。人口減少、外から呼ぶということも大切ですが、自分のふるさとに残る、地域に残るということの観点から見ても、やはり今進められている地域の活性化というのは非常に大切なことだと思いますので、副市長さんからお話がありましたように、何とか地域の人材を育てるという観点からも、今後取り組みを進めていただければと思います。よろしくお願いたします。

続いて、（２）交通空白地域解消への取り組みについて再質問をさせていただきます。

具体的な取り組みを御回答いただきました。混乗化についても３地区においてまず検討されているということ、それからそれぞれの地区で、いろんなニーズの把握がされているということ、大変ありがたいことです。

公共交通機関のカバーに達した状況ということでお話がありました。御回答もありましたけれども、一つお聞きしたいのは、例えば、交通空白地域のところに毎日バスを走らせるイメージなのか、あるいは週２でも走らせることで、それをカバーしたというふうに考えていらっしゃるのか、頻度の問題なのかもしれませんが、そこら辺の捉え方をちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡部聖一君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 企画調整部長から答えさせます。

○議長（渡部聖一君） 佐藤企画調整部長。

○企画調整部長（佐藤光昭君） ただいまの再質問にお答えいたします。

公共交通機関の運行の頻度というお話でございますけれども、この頻度につきましての定義は具体的にはございません。市内のコミュニティバスを例にとりますと、毎日運行している路線もございますし、デマンドという形で週２日運行している路線もございます。さまざまな形態がございますし、先ほど市長が、今後はコミュニティバスではなくて、町内会とかNPOとかの、地域交通というそういう運行の考え方を研究していきたいというふうな答弁をいたしましたけれども、参考までに鹿角市の取り組みでは、自治会が運行するその形態に補助する条件といたしまして、最低週１往復はすることというようなことで運用をしている例もあるようでございます。

いずれ、その地域に応じた頻度というものがあると思いますので、そういう形で検討しながら話し合いの中で決めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（渡部聖一君） 12番小松浩一君。

○12番（小松浩一君） ありがとうございます。

お聞きしたのは、カバー率80.6%ということなんですけれども、回数を、それまでも調べていくという意味での時間的なこととか、それからさまざまな課題があるのかもしれませんが、地域の実態に応じて交通機関、走る頻度が減ればほかの地区にも対応できる要素があるのかなと思いました。ですから、厚く狭くではなくて、広く薄くでもいいのかなと。とにかくそうすることによって、週に１回でも２回でも高齢の方々が地域を出る機会があれば大変いいのかなと思ましてお話を聞かせていただきました。それも含めまして、今後、平成31年度がまず一応一つの目標のゴールになっているようですので、それに向けて今後も対応していただければと思います。よろしくお願いします。

続いて、大項目５、（１）子供のため、教師のための指導體制への取り組みについて再質問をいたします。

教育長の答弁で、退職教員の方々を学習支援員として今年度から採用されていると、その人数についてわかりましたら教えていただけないでしょうか。

○議長（渡部聖一君） 佐々田教育長。



○教育長（佐々田亨三君） 再質問にお答えしたいと思います。

人数のことですが、12人ほど活用させてもらっております。

○議長（渡部聖一君） 12番小松浩一君。

○12番（小松浩一君） 大変ありがたいことです。もう少し具体的なところをお聞きしてもよろしいでしょうか。どのような形で学校に入ったりされるのか、例えば教科限定なのか、あるいは週に何回なのかというところも含めてお聞きしたいと思います。

○議長（渡部聖一君） 佐々田教育長。

○教育長（佐々田亨三君） お答えいたします。

この一般の教員の方で退職された方については、例えば、学習支援という形で免許をお持ちの方が4人おられます。この方々は子供の学習をサポートする立場からの方々でございます。教員をやめられた方がお2人、それから教員でない方でも免許をお持ちの方も加わって4人おります。それから、学ぶんスペースという形で3人の方がかかわってくれておりますが、これは1週間とかそういうことではありません。要望に応じたりしながら加わっております。それから、理科教育センター、教育研究所、ふれあい学級等に3人おります。それから、特別支援等で学習相談も含めた、いわゆる学校間のコーディネーターという形でお1人おります。以上でございます。

○議長（渡部聖一君） 12番小松浩一君。

○12番（小松浩一君） ありがとうございます。今年度より、そういう形の支援がなされているという話を聞きまして、大変ありがたいなと思っております。何とか来年度以降やはり現場に配置されるような先生方をうまく取り入れていただければなと思います。

実際に学校にいろんな子供たちがいますので、そういう先生が1人来て、その時間一生懸命教えてもらうことによって、そういう子供たちも本当に生き生きと活動できます。そういう子供たちのためにも、実際悩んでいる先生方がお話を聞けるという、そういうベテランの先生方が入ることでも、大分現場の状況は変わってくると思いますので、今年度から入っているという状況をぜひ来年度も継続していただければなと思っています。よろしく願います。

続いて、（2）学校環境適正化検討委員会の第2次提言について、この後のいろいろな動きについて御説明がありましたが、ちょっとお聞きしたいのが、まだはっきりお答えできないところもあるかもしれませんが、第2次提言をどのような形で示していくのかというところをちょっとお聞きしたいと思います。よろしく願います。

○議長（渡部聖一君） 佐々田教育長。

○教育長（佐々田亨三君） 再質問にお答えしたいと思います。

第1次提言で4つの方向性を示していただきました。この4つの方向性を、また再確認したり、再考したり、そしてまた地域の方々の御意見を頂戴して、その範囲内、あるいはプラスアルファあるかもしれませんが、そうした形で提言していただくということになっておりますので、4つに対して2つか、そこら辺になるかとは思っています。

○議長（渡部聖一君） 12番小松浩一君。

○12番（小松浩一君） お話を聞きましてちょっと安心いたしました。やはり結論的なところで、例えば第4の選択肢にすぐ向かうというところは非常にハードルが高いのか

なと思いましたが。今のお話にもありましたけれども、第2次提言を示される、例えば複数の選択肢の何と何とかという形になるかもしれませんが、その後も第2次提言に対しての意見を聞く場が持たれるというふうな認識でよろしいのでしょうか。

○議長（渡部聖一君） 佐々田教育長。

○教育長（佐々田亨三君） それでよろしいと思います。

○議長（渡部聖一君） 12番小松浩一君。

○12番（小松浩一君） ありがとうございます。この第2次提言についての話し合いに私も何回か参加をさせていただきました。いろんな地域でいろんな声が出ています。例えば、当初はとにかく地域のために学校を残してくださいというようなところが、ある段階からぜひ統合というような形に変わるといふようなところもありました。多分これまで丁寧な対応、丁寧な取り組みをされてきた結果がそれぞれの地域の方々や保護者の方々の今の考えなければならないという意識に変わってきているんじゃないかなと思っています。第2次提言は出されると思うんですけども、そういう意味で、ぜひ急がれないで、この後も地域の方々の意見を聞きながら、意識を高めていただきながら結論を出してもらえればなと思っていますので、よろしくお願いします。

最後に、（3）学校図書館整備の充実への取り組みについて、再質問をさせていただきます。

教育長から少子化による児童減、それから学級減に伴って図書購入費が減額されているというようなお話がありました。ただ、この学校図書館の整備事業の内容を見ますと、1、学校図書館図書の整備、各学校における学校図書館図書標準の達成を目指すというのに加え、先ほど、標準が達成されているというお話がありましたけれども、児童生徒が正しい情報に触れる環境整備の観点から、古くなった本を新しく買いかえることを促進しますというふうなガイドもあります。やはりいろんな図書、それからいろんな情報というものは、日々変わってきている部分がありまして、学校現場でも図書について、ちょっと購入したいという声があるのではないかなと思うんですけども、そのところはどうかのでしょうか。

○議長（渡部聖一君） 佐々田教育長。

○教育長（佐々田亨三君） お答えいたしますが、学校でも自由にもっともっと買いたいという声は確かにございます。実は、幸い本市の場合、学校図書を購入してほしいという篤志家の方が3年前もおられました。昨年度もおられまして、学校ではそうした機会に購入してもらっていることと、それから、先ほど生徒減とか学校統合とかいろいろ言いましたけれども、そうしたことなどで逆に冊数がふえていっている場合、統合すると1つの学校から集まるわけでございますので、そういう例もございますし、そういう総合的な場面でございます。

そうしたことで達成率というのはなっておりますし、そのほか、我々も市独自で19名の図書支援員をいただいているわけでございますけれども、この方々についてもさまざまな経費のほうから使わせてもらっておりますので、総合的には図書読書活動等について力を入れているところではございます。

○議長（渡部聖一君） 12番小松浩一君。

○12番（小松浩一君） いろんな場面を通して、図書を購入する機会があるというよう

なお話を伺いました。ちょっとやっぱり心配なのは、学校現場のほうで、この予算減額、それから来年度から図書館に新聞が配備されるということがありましたので、そういう意味では、この文科省の地方財政措置というものがさらに充実して子供たちに還元されるのかなと思うんですけれども、さまざまな場面で図書を購入することがあるということですが、ぜひとも最初の段階から子供たちが本を選べるような、そういう場を確保していただきたいなという思いがあります。来年度、新聞も配備されるということもありますけれども、できるだけ子供たちに還元いただけるような財政措置をお願いしたいと思っております。

地方財政措置ということで、市のほうのいろいろな事情によって使い方というのが決まってくると思うんですけれども、その点をぜひお願いして再質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（渡部聖一君） 以上で、12番小松浩一君の一般質問を終了いたします。

この際、約10分間、午前11時まで休憩いたします。

午前10時51分 休 憩

.....  
午前11時00分 再 開

○議長（渡部聖一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。17番佐々木慶治君の発言を許します。17番佐々木慶治君。

【17番（佐々木慶治君）登壇】

○17番（佐々木慶治君） 会派市民創風の佐々木慶治でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告いたしております大項目5点について一般質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、昨日、四国や近畿地方に上陸し、日本海を北上した非常に強い勢力の台風21号は、直撃した近畿地方などを中心に各地に大きな被害をもたらしました。9名の方が犠牲となりまして、そして200人を超える負傷者が出ております。亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入ります。

大項目1、農林業振興についての（1）農地中間管理事業について伺います。

農業従事者が高齢などの理由から営農が困難となっている農家の農地を借り受け、規模拡大を希望する担い手に貸し出すことにより、より多くの農地を担い手に集積させるといった目的のもと、この事業の実施から丸4年が経過しました。農地の出し手に集積協力金を支払うことで貸し出しを促してきております。

①利用状況や集積率はについてであります。

県と農地中間管理機構は、2012年度に66%だった担い手への集積率を2023年度までに90%にすることを目標としているとのことで、これまでの実績としては、2014年度の農地バンクの設置から2017年度までですが、1万166ヘクタールを担い手に貸し出しており、集積率は67.8%となって目標面積としていた1万ヘクタールを上回ったとしておりますが、制度開始2年目をピークに右肩下がりとなっております。

このような状況の中、農水省はこの制度が一定程度定着したとの判断から集積協力金の単価を今年度より引き下げるとしており、集積協力金は10アール当たり5,000円となって、16、17年度に比較し半減しております。この事業の停滞が懸念されるところであります。

本市では農業委員会が窓口となって推進に当たっており、農業委員の皆さんのこうした活動に敬意を表するところでありますが、制度開始から5年目に入っている現在、市農業委員会が取り扱った2014年度から、年度ごとの農家が農地バンクへ貸し出した件数と面積、そして担い手が借り受けた件数と面積など、この事業の利用状況や担い手への集積率をどのように捉えておられるのか伺います。

次は（１）の②の貸し借りが成立していない面積と耕作放棄地化防止対策はについて伺います。

農地バンクへ農地の貸し出しを希望する農家は必然的に全面積を貸し出すこととなります。中には条件不利地も含まれていることが考えられます。また一方、受け手側としましては条件の整った農地以外は受けたくないというのが実態であると思います。このようなことから、マッチングできない農地が年々増加してくることが考えられ、どのように維持管理していくのが大きな課題となっております。

以前にもお話しをしましたが、JA出資型法人がこのような農地を担いながら耕作放棄地の再生にも取り組んでいるとのことで、JA全中の調査では、こうした法人が過去5年間で復活した面積は400ヘクタールとなっております、このような法人は2017年5月現在で640法人があつて、10年前の2倍以上にふえているということでもあります。

課題といたしましては、圃場の分散や条件不利地が多く効率が悪いなどで、地主から農地管理費の徴収や小作料の軽減で対応している、あるいは今後検討するとした法人が半数を超えているという調査結果が出ております。このような形であっても、適切な管理をしていただければ出し手農家には大歓迎されることでしょう。

このような事例も参考にしながら、耕作放棄地の発生防止に取り組んでいかなければなりません、マッチングできない農地面積とそうした農地の管理状況や今後耕作放棄地にしないため、どのような対策をお考えか伺います。

（２）昨年7、8月に発生した豪雨被害の復旧状況について伺います。

今年7月6日からの西日本豪雨は、14府県の広い地域に及び、多くの犠牲者と甚大な被害をもたらしました。7月末の時点では220余名の方が亡くなり、4,500人を超える皆さんが避難を余儀なくされるという大惨事となりました。亡くなられました方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました皆様にお見舞いを申し上げます。そして、1日も早い復旧・復興が進みますよう願うところであります。

さて、西日本豪雨の被害とは比較できませんが、昨年7月、8月の集中豪雨では、本市を含む県内で大きな被害が発生いたしました。河川や道路など、1年以上経過した現在も復旧工事が行われております。

被災した農地や農業用施設の復旧については、5月の田植え前にほぼ工事が終了しているようです。現在の農業情勢からして、農地等の復旧に多額の費用を投じることへの抵抗感を持った農家も少なくなかったのではと推察されますが、そんな農家を復旧に向け背中を押したのが市や県の単独補助事業であったと思います。

また、市では、復旧工事のおくれを見込んで、年度を超えての工事完了も認めるとの計らいがあったことも大きかったのではなかったかなというふうに思っております。市の災害復旧補助金は6月下旬に、また、県の小災害支援事業補助金は8月下旬にそれぞれ交付となったことから、農業関連の補助申請分の被害額が確定したことになります。中には自力復旧した農家も多かったことから全体の集計はできないと思いますが、市と県のそれぞれの補助金交付件数と金額はどのぐらいに上ったのか伺います。

そしてまた、被災したが、何かしらの事情で復旧に至っていない農地や施設を把握してましたらその件数、あわせて、そうした箇所の復旧工事を行った場合の支援の有無についても伺いたいと思います。

(3) 森林経営管理法が施行されるが、市の対応はについてであります。

森林管理制度を創設する森林経営管理法が今年5月に成立し、平成31年4月に施行されることが決定いたしました。この制度では、森林を整備する人がいない、あるいは手入れが行き届いていない私有林の管理を、市町村を介して林業事業者や企業への集約が可能となり、採算ベースに乗らない森林は市町村が管理するといった内容の制度となっております。

この法律制定の背景には、森林所有者の大半が経営管理意欲が低く適正な管理が行われていないことから、意欲や能力のある林業経営者へ再委託し、森林を再生させるといった狙いがあるようで、伐採、造林、保育を適切に実施しなければならないといった所有者の森林経営管理の責務を明確化しております。

市町村は森林の経営管理に関する計画の策定が必要となり、その運営経費には2024年度から導入が決定している森林環境税の一部を充てるとしてしております。秋田県は、森林の整備を進めるための目的税として水と緑の森づくり税を課税しており、二重課税とならないのかといった疑問もあります。このような点についての考え方や、同法が施行された場合、経営管理計画の策定が必要ということも含め、市はどのような対応をお考えか伺うものであります。

大項目2、ケーブルテレビの運営についての(1)加入率が伸び悩んでいる要因の分析と加入促進の今後の取り組みについてであります。

本市ケーブルテレビは平成6年に開局した前身である大内ネットワークテレビジョンを受け継ぎ市内全域に整備したもので、情報の共有や8地域の一体化の醸成の面でも貢献してきたものと感じております。これまで番組コンクールにも応募し、最優秀賞3回、優秀賞・特別賞を合わせると12回受賞するなど、これまで輝かしい成績を残しております。最近では、各部局の部長さんに聞くシリーズを企画し、部長さんみずからがテレビカメラの前に立ち、業務内容を紹介するなど、市民の皆さんの知りたい内容や見たい映像、また、興味深い話題などが放送されており、少人数のスタッフが有機的に、精力的に取り組んでいる様子をうかがい知ることができます。

しかし、一方、そうしたスタッフの努力が形にあらわれていないのが現状で、加入率が伸び悩んでおります。採算ラインと言われる35%は超えているものの、今年7月末現在の加入率は35.7%となっており、依然として世帯数が最も多い本荘地域の中心部の加入率が低迷しております。本荘地域の皆さんにいかにして加入していただくかということがこの事業を継続していく上での大きなポイントになるのではないのでしょうか。

このような状況から一步前進させるため、専任職員を配置し、加入を推進するのも一つの方法でありますし、また、全庁を挙げた加入促進の取り組みも必要ではとも考えます。仮に、1,000人の職員の皆さんが1人1世帯に加入していただいたとすれば、加入率が3.4ポイント上昇し、人件費も賄えるようになることから、ほぼ安定した運営が可能になるのではと、そんなことも夢見しております。テレビ広告も収入の増加にはつながると思いますが、加入世帯をふやすことこそが安定した経営をしていく上でも不可欠であることは論をまたないところであります。加入率が伸び悩んでいる要因をどのように分析しているのでしょうか。また、そうした分析結果を踏まえ、加入促進に向けた今後の取り組みについて伺います。

(2) 指定管理者制度導入や民営化に向けた調査の進捗状況はについてであります。

市は、ケーブルテレビ事業の運営について、これまでの直接運営から民営化も視野に入れたさまざまな管理運営形態を探るとし、他地域のケーブルテレビの実情を調査する費用として平成29年度に21万円余りを予算化いたしました。ケーブルテレビセンター内に専任職員を配置し、調査や研究に取り組んできており、今年度も引き続き移行担当職員を配置しております。ケーブルテレビの指定管理や、さらに一步踏み出す民営化移行については、行財政面や目まぐるしく変化する社会情勢の中で少人数のスタッフでの対応は厳しく、将来的にはそのようにするべきとは考えておりますが、現在の加入率では、大幅の管理費の投入なくして民間の引き受け事業者の出現は難しいのではないかと考えます。これまでどのような調査が行われたのか、その概要と今後の見通しなど、進捗状況について伺います。

大項目3、大内地域の廃校舎跡地の利活用についての質問であります。

学校の統廃合によって平成28年4月に廃校となった大内地域の上川大内小学校と下川大内小学校跡地の利活用については、貸付料の減免によって民間の活用を促進する由利本荘市空き公共施設利活用促進条例を適用して、昨年9月1日から29日までの期間において、市内に事務所がある、または、その予定がある法人や個人または団体等を対象として公募いたしました。

下川大内小学校跡地については、団体と個人の2件の応募があり、今年2月1日以降、利用が開始されるとしております。任意団体として利用される秋田しんせい農協さんは体育館とグラウンドを、また、個人で利用される方については平屋物置を利用することと、具体的には今後協議の上、決定すると伺っております。利用者がいてくれたことを大変喜ばしく思っておりますが、その後の利用状況が見えてきておりません。どういった協議が行われ、現在どのように活用されているのでしょうか。そして、ほかの利用されていない部分については今後どのようにしていくのかお考えについて伺います。

また、上川大内地区では、統合によって学校が1校もなくなったことから、地域住民からは活力の低下を懸念する声が多く寄せられ、活力やにぎわいが生まれ、雇用にもつながる施設としての活用をとった強い要望がありました。市は、そのような住民の切なる願いを受け、募集要項に組み入れ、旧下川大内小学校と同時に公募を開始しましたが、応募がなかったことから、今年9月28日を公募の期限として現在再公募しております。1回目の募集は対象地域を由利本荘市内に限定しておりますが、今回の再公募

の条件や範囲など、どのような要項になっているのか伺いたく思います。

また、旧上川大内小学校は、校舎、体育館、給食室を合わせた床面積は3,400平方メートルと広大なことから、全体を利用していただけの応募者のあられは難しいのではと考えておりますが、その場合、利用されていない部分について市が直接利用する計画がありましたらあわせてお知らせください。

次に、大項目4、北部学校給食センター建設事業についての質問であります。

大内総合支所の敷地内に建設が計画されております北部学校給食センターの第1期工事がいよいよ今年度末より始まります。平成32年8月の稼働開始を目指し、小学校5校、中学校3校の8校に2,700食を提供する計画で、共同調理場の総事業費は11億円を超え、今年度分は約3億5,000万円の年割額となっております。

センター方式の調理場は、単独と比較し、食材の大量購入や職員の配置の面などでスケールメリットが期待できますが、一方、運搬に時間を要することや災害が発生した場合などのリスクがあると言われており、考慮の上計画を進めていく必要があります。

(1) 地場産食材の積極活用に向けた取り組みについて伺います。

2,700食を調理する場合、大量の消費がそこに生まれます。この消費を本市の第1次産業から第3次産業にまで結びつけるため、食材は可能な限り地場産の利用と地元から調達するというような目標を掲げながら、早期にその計画づくりに着手すべきではと考えます。生産者の顔が見える食材の使用は調理員や子供たちの食の安全・安心につながるとともに、生産者の皆さんとの交流ができれば、収穫までの過程や食材の種類、そして呼び名を覚えることができることや、調理する皆さんへの感謝の心や食べ物を粗末にできないと思う心が培われるなど、食育と地域産業の活性化にも寄与します。これまでも学校給食へ野菜などを納める協力組織はあったと伺っておりますが、そうした皆さんに組織の拡充を図っていただきながら、年間を通して品質的にも量的にも安定した供給が可能となる体制をつくっていただくことが重要と思います。中には地場産で賄えない材料も多くあると思いますが、地場産食材を積極的に活用するための取り組みについて伺います。

次は(2)の食物アレルギーがある児童生徒の給食アレルギー対策について伺います。

食物アレルギーがある小中学生へ提供する学校給食のアレルギー除去食や代替食は、対象校の数や食数が多くなるにつれ誤配のリスクは高まります。給食センターと配達員、給食を受ける学校の担当者との綿密な連絡や連携がより重要となってきます。また、そうした子供がおかわりをする際に問題が発生する危険が大きいと言われております。

平成24年、東京都調布市の小学校で児童が学校給食でアレルギー反応を起こし、亡くなるという痛ましい事故が発生いたしました。その事故はおかわりで提供された食べ物が原因だったと言われております。このような誤配による事故を防止するために、長崎県の教育委員会では、栄養教諭がアレルギー反応を起こす食材を登録すると、献立と照らし合わせ、危険性がわかる仕組みの情報管理システムを独自に開発しており、今後導入していくとしております。また、緊急時に備えて、教員に向けてはかかりつけ医や反応を抑える医薬品持参の有無も示されているとのことでもあります。

学校給食は子供たちの楽しみの一つであると同時に、成長していく上で大きな役割を果たしております。こうした先進事例も参考にしながら、安全でおいしい給食を提供していかなければならないことから質問をいたします。

現在、本市の小中学校で食物アレルギーがある児童生徒の人数と割合について、また、センターの稼働後、どのような方法で誤配を防止していくお考えか、給食アレルギー対策について伺います。

(3) センター稼働時の職員体制と従事している調理職員の受け入れについての質問であります。

稼働後の運営形態については業務委託も視野に検討中としており、今後の検討事項としては給食費の公会計化や全体の職員体制について、また、食材の搬入、給食の運搬計画、食育計画など、いずれも重要な部分が残されており、早期の検討が望まれるところであります。ここで気がかりな点は、現在、単独調理場や共同調理場で学校給食に従事されている皆さんが、センターの稼働後もその身分や雇用がしっかりと維持され、安心して移行できるかという点であります。先ほどスケールメリットのお話をいたしました。が、大規模化することによって調理器具やシステムなど効率化が図られ、少ないスタッフの配置での稼働が容易となります。栄養士や調理師など有資格者の人数も限定されてくるものと考えます。

そのようなことから、現在、北部学校給食センターの対象校の単独や共同調理場で給食に携わっている人員は何名となっていますか。そして、センター稼働時の運搬も含めた職員は何人体制を予定しているのでしょうか。また、人員に余裕が出た場合はどのような形でこれまで従事してきている調理職員の安定した雇用を確保していかれるのか伺います。

大項目5、学校教育・生涯スポーツについて伺います。

(1) として、中学校の運動部活動指導に外部人材の任用の考えはについてであります。

学校教員の働き方改革に関しましてはこれまでも多くの方々から質問がございましたが、私は運動部活動について伺いたいと思います。

先般の新聞報道に、スポーツ庁の有識者会議が中学や高校の運動部の休養日を週2日以上とする指針をまとめたとの掲載がありました。この背景には、練習のやり過ぎによる生徒のけがのリスク回避や教員の働き方改革にも結びつくといった考え方があるといえます。

現在、本市の中学校での部活動の休養日については、これまで国が示している週1日以上活動休止日を設けるという指針に沿って実施し、県内の全ての学校が遵守しているということでありました。休養日をふやすことは、実質、練習時間や量を制限することとなって、部員が自分の技術を磨き大きな舞台で活躍したいとする夢をかなえる機会を奪うことにもつながりかねなく、全国あるいは世界で戦えるアスリートを育成する考え方に逆行するのではと危惧しております。金足農業高校野球部のあのような高い技術や粘り強さは練習の積み重ねによって培われてきたものと思います。

もちろん指導する教員の負担軽減は重要です。このような課題を解決する方法の一つとして、経験豊富で指導力も備えた方はどの地域にもおりますが、そのような皆さんに



協力をお願いし、部活動の指導者を教員だけとしないで、地域全体で支援や指導していただける体制ができるならば、子供たちの上達意欲の向上とともに地域の一体感が育まれ、これまで本市が推進してきたコミュニティ・スクールそのものになるのではないのでしょうか。運動部活動の指導者に外部人材の任用の考えについて伺います。

次は（２）の通学路や校地内の安全点検と安全確保対策についての質問であります。

今年６月１８日午前７時５８分ごろ、大阪北部で震度６弱の地震が発生し、４人の犠牲者と３３０人を超える負傷者が出ました。亡くなった４人の中には１人で登校中の４年生女児もおりまして、自身が通う小学校のプールの目隠しのために積み上げたブロック塀が道路側に倒れ下敷きとなって亡くなったのであります。また、子供たちの登校の見守りに出た８０歳男性も塀の倒壊で死亡しております。塀の構造が建築基準法の基準に適合していなかったための倒壊としております。こうした事故の発生を受け、文科省では全国の小中学校に対し安全点検の実施を通知しております。

児童生徒の安全の確保については、交通事故防止や不審者から身を守るための危険箇所の点検や見守り活動など、これまでも市民の皆さんの協力をいただきながら対策はとってきていると思います。ブロック塀などの建築物の構造についての点検の有無については存じませんが、この事故の発生を受け改めて点検したと伺っておりますが、その手法や確認した危険建築物の種類や箇所数、そして改善に向けた今後の対策など、通学路や校地内の安全点検と安全確保対策について伺いたいと思います。

次は（３）社会体育施設の洋式トイレの設置状況についての質問であります。

市はスポーツ立市として平成２８年度にスポーツ振興まちづくり条例を制定し、市民の全ての世代が親しみ楽しめる環境の整備に努めながら、市民の健康づくりや体力づくり、そして生きがいづくりの実現に取り組んできております。長寿社会を迎えている現在、どのようにして健康寿命を延ばしていくか、さまざまな視点から考え実践に移すことが求められております。

本市では、市民ボート大会を初め、野球、バレーボールなどの大会が盛んに行われており、心の健康にもつながることと思います。こうした中、特に年配の女性の皆さんより、スポーツが大好きでバレーボールなどの練習に参加したいが、膝が痛く和式トイレが苦痛で参加できないといった声が聞かれます。洋式トイレが設置されていないことでスポーツへの参加を断念しなければならない状況は本当に残念なことで、市の考えと合致するものではありません。また、このような体育施設は緊急時の避難場所にも利用されることから整備が必要ではないでしょうか。こうした考えからの質問であります。

本市では、社会体育施設と関連施設を合わせますと９３施設となっておりますが、この中で洋式トイレが１基も設置されていない施設数はどのくらいか。また、先に申しあげましたような事象が事実あるわけですから、特に年配の皆さんが利用する施設の優先的な整備が望まれますが、今後の整備計画についてお伺いをし、壇上での質問を終わらせていただきます。御答弁方よろしく願いをいたします。

【１７番（佐々木慶治君）質問席へ】

○議長（渡部聖一君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） それでは、佐々木慶治議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、農林業振興についての(1)農地中間管理事業についての①利用状況や集積率はについてお答えいたします。

平成26年度より開始された農地中間管理事業において、本市の貸し出し件数と農地面積は、平成26年度168件、148.4ヘクタール、平成27年度122件、145.6ヘクタール、平成28年度108件、120.7ヘクタール、平成29年度60件、54.4ヘクタールであり、合計458件、469.1ヘクタールとなっております。また、借り受け件数と面積は、平成26年度56件、135.9ヘクタール、平成27年度64件、97.9ヘクタール、平成28年度75件、119.5ヘクタール、平成29年度49件、61.8ヘクタールであり、合計244件、415.1ヘクタールの集積が図られております。

これまでの事業の利用状況は、受け手の規模拡大の意欲が強く、平場などの条件のよい農地は集積が進むものの、中山間地域などの条件不利農地は作付しても採算がとれないなどの理由により貸し借りが成立しないため、中山間地域が多い本市において担い手への集積率は71.9%となっております。

今後、条件不利農地の集積を進めるためには、受け手からの希望により県農業公社が行う畦畔除去や暗渠排水整備などの簡易な基盤整備事業や、条件不利地を集積する担い手に対し補助金を交付する条件不利農地を担う経営体支援事業の活用が重要であり、これらの事業を積極的に周知するとともに、その活用を促してまいりたいと考えております。

市といたしましては、引き続き農業委員会や農協などの関係機関と連携を図り、出し手、受け手の掘り起こしと農地集積を推進し、集積率の向上に努めてまいります。

次に、②貸し借りが成立していない面積と耕作放棄地化防止対策はについてお答えいたします。

平成30年8月末現在、本市でマッチングのできていない農地面積は64.1ヘクタールとなっており、受け手が見つかるまでは出し手農家が個々に管理している状況となっております。

貸し借りが成立していない農地の耕作放棄地化防止対策としましては、条件が不利な山間部の農道、用排水路等の維持・保全を図る中山間地域等直接支払制度の活用を推進するとともに、作付支援として国の水田活用の直接支払交付金の活用や、前年までの不作付地に新たに販売野菜等を作付した場合に助成する市単独の水田活用作物支援事業などを継続してまいります。

市といたしましては、こうした対策をとりつつ、条件不利農地を集積する担い手への支援や農業委員会の農地利用最適化推進委員による調整活動を通じて受け手の確保を図り、農地中間管理事業が実効性のあるものとなるよう努めてまいります。

次に、(2)昨年7、8月に発生した豪雨被害の復旧状況についてにお答えいたします。

昨年の豪雨災害による農地等災害補助金の申請件数と金額につきましては、市の農地・農業用施設単独災害復旧事業費補助金は、農地が99件で補助金額867万4,000円、農業用施設が240件で補助金額3,682万7,000円、合計339件、4,550万1,000円となっております。また、県の単独事業である農地・農業用施設小災害支援事業費補助金は、農地が71件で補助金額612万1,000円、農業用施設が102件で補助金額926万3,000円、合計173件、

1,538万4,000円となっております。

昨年の災害復旧につきましては、12月までに申請いただくよう周知したほか、繰越手続の対応により補助金を活用した復旧は完了したものと考えておりますが、小規模な被災のため補助対象にならない場合や自力復旧した箇所などがあり、未復旧の箇所数につきましては詳細な把握は困難であります。

市といたしましては、今後、市で行う多面的及び中山間事業の現地確認や農地パトロールなど、農業委員会と連携を図りながら箇所数の把握に努めるとともに、諸事情により補助金の申請ができなかった箇所については、可能な限り対応できるよう相談に応じてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、(3) 森林経営管理法が施行されるが、市の対応はについてお答えいたします。

森林経営管理制度は、維持管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり、森林所有者と林業経営者をつなぐシステムを構築し、健全な森林整備を促進する制度であります。

市では、来年度から森林経営計画方針を示していない森林について林地台帳等で施業履歴を確認、抽出し、所有者に経営方針の意向調査を行い、所有者みずからが森林の経営管理を実行できない場合に市が森林管理の委託を受け、林業経営に適した森林は再委託し、再委託できない森林等は市が管理を行ってまいります。

また、県の水と緑の森づくり税との関係であります。この税は、森林環境の保全や県民参加の森づくり活動に活用するなど、公益性を重視した事業を用途としておりますが、森林環境税については現在国でガイドラインを作成中であり、県ではその用途が水と緑の森づくり税事業と重複するようであれば内容等について再検討するとしております。

市といたしましては、来年4月から施行される森林経営管理制度に沿って森林整備を推進するとともに、森林環境税のガイドラインの内容を見きわめ、新たな財源の有効活用を図ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2、ケーブルテレビの運営についての(1) 加入率が伸び悩んでいる要因の分析と加入促進の今後の取り組みについてにお答えいたします。

ケーブルテレビの一般世帯の加入率は、本年7月末現在35.71%であり、全域整備後の平成22年当時に比べ4.17ポイント増加しております。

本荘地域全体の加入率は18.15%で、このうち中心部は10.76%と伸び悩んでいる状況であり、重点的な加入促進が必要な地域と認識し、PRに努めているところであります。この地域は、テレビの電波状況やインターネットの通信環境も整っていることに加え、アパートやマンションなどの集合住宅が多いことも加入が伸び悩んでいる要因の一つと捉えております。そのため、市のホームページで番組のダイジェスト版を配信しているほか、事業所を訪問し、従業員の方々に対する加入のお願いを実施しております。

こうした事業所訪問に加え、IP電話間の通話料が無料であることや65歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者非課税世帯などに利用料の減免制度があること、また、告知放送により各地域ごとに防災情報や健康情報を発信しているところであります。引き続き、TBS放送が視聴できることや加入金無料キャンペーンを継続してPRするとともに、

地域の明るい話題や市民が必要とする情報を提供するなど、加入促進に努めてまいります。

御質問の専任職員の配置につきましては今後検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、（２）指定管理者制度導入や民営化に向けた調査の進捗状況はについてお答えいたします。

ケーブルテレビ事業の運営については、平成25年度から伝送路施設の保守管理や番組制作の取材業務の一部を民間業者に委託しております。また、動画の高品質化やネットゲームによるデータ通信量の増加、さらには4Kテレビ放送の開始に伴い、より専門的な知識が求められているところであります。

昨年11月に担当職員が自治体運営から民間経営に移行した福岡県嘉麻市と大分県臼杵市を訪問し、市役所担当部署と受託企業のそれぞれから具体的なお話を伺ってまいりました。いずれの自治体も民間経営移行に当たりCATV加入者が不利益にならないことを第一に考え、利用料金やサービス内容、財産の取り扱いなどを国や関係機関と十分協議しております。

これらの内容をもとに、民間運営への移行について検討する由利本荘市CATV民間移行検討委員会を立ち上げ、広く意見を伺いながら協議を進め、年度内には提言していただきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3、大内地域の廃校舎跡地の利活用についてにお答えいたします。

大内地域の旧上川大内小学校と旧下川大内小学校跡地の利活用については、由利本荘市空き公共施設利活用促進条例を適用し、昨年9月に、市内に事務所があるまたはその予定がある法人、個人及び団体等を対象とし、公募を行っております。

旧下川大内小学校については、秋田しんせい農協と個人より応募があり、選定委員会でのプレゼンテーションを経てそれぞれ賃貸借契約に至っております。個人は、ことし2月から物置を低温倉庫として利用開始しておりますが、秋田しんせい農協は、体育館と運動場を利用し、菌床しいたけ団地構想に基づき事業実施を進めており、利用開始は補助事業の計画承認を得てからと伺っております。また、利用されていない部分につきましては、今月から旧北内越小学校と旧ゆりの里郷土資料館に収蔵されていた埋蔵文化財と民俗資料を収蔵し、発掘調査整理作業の場として活用する予定となっております。

旧上川大内小学校につきましては、昨年応募がなかったことから、現在、市内事業者に限定せず、地域の振興及び雇用の創出を図る事業などを行う法人、個人または任意団体を対象として、9月28日を締め切り日とした再公募を行っているところであります。施設全体を活用していただく応募がなかった場合、応募のない部分については、用途を広げた再公募も含め、市としての活用のあり方についても検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、4、北部学校給食センター建設事業について、5、学校教育・生涯スポーツについては教育長からお答えいたします。

以上でございます。

○議長（渡部聖一君） 間もなく正午になりますが、一般質問を続行いたします。

佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

○教育長（佐々田亨三君） 佐々木慶治議員の教育委員会関係の御質問についてお答えいたします。

初めに、4、北部学校給食センター建設事業についての（1）地場産食材の積極活用に向けた取り組みについてにお答えいたします。

学校給食に使用する食材は、期日が決められ、大きさなどの規格が一定であることや当日に納品することが原則となっているほか、生育が天候にも左右されるため、現在協力いただいている生産グループの課題となっております。

これらのことから、給食センターへの安定供給のため、現在、野菜などの月別使用予定量を積算し、地場産物を納品している生産者を含め、農業団体、県や市の関係部局と協力しながら、年間を通じて品質的にも量的にも安定した供給が可能となる体制づくりを目指しているところであります。

今後、平成32年8月に稼働予定の北部学校給食センターを中核として、市内全調理場で地場産食材を積極的に活用し、地域産業の活性化を図るとともに、学校給食を食育の学びの場としても活用していきたいと考えております。

次に、（2）食物アレルギーがある児童生徒の給食アレルギー対策についてにお答えいたします。

今年度、食物アレルギーを持つ児童生徒は97名おり、そのうち学校給食での食物アレルギー対応として全児童生徒の1.6%に当たる84名にアレルギー食を提供しております。

学校給食の食物アレルギー対応については、由利本荘市学校給食アレルギー対応マニュアルに基づき、市内全ての小中学校で統一して実施しているところであります。

給食に使用する食材のアレルギー物質に関しては、献立作成ソフトを活用し、アレルギー食材の確認を実施しておりますが、さらに業者より納品される調味料などについても調理員が表示を確認するなど、納品物の誤搬入や調理作業についても細心の配慮をしておるところでございます。

また、マニュアルに基づき、調理員、配送担当者、学校の受け入れ担当者、学級担任など、それぞれの担当者が確認、署名したものを管理職が最終チェックし、誤配食の防止を図っているところであります。

北部学校給食センターでは、分けられたアレルギー調理室での調理が可能となり、専用の調理器具や食器を準備する予定ですので、より一層確実な対応ができると考えております。

今後も、食物アレルギーに対する共通理解を深めるために、調理場や各小中学校の教職員と綿密に連携しながら、安全で安心なアレルギー対応食の提供について配慮してまいります。

次に、（3）センター稼働時の職員体制と従事している調理職員の受け入れについてにお答えいたします。

北部学校給食センターの対象校8校の各調理場に勤務している今年度の調理職員は、正規職員のほか臨時職員やパートを含め36人となっております。また、約2,700食の調理食数を予定している同センターの従事予定職員のうち、調理員はおおむね100食に1

人の配置目安とされており、運搬業務も含め、30人程度を想定しております。

正規職員の退職に伴い年々臨時職員の占める割合がふえている状況の中、国が定める衛生管理基準の遵守や管理体制の強化がより求められているほか、平成32年度からは新たな臨時職員任用制度に移行されることなどから、学校給食センター化はこうした課題の解決や給食事務の効率化を図る上で今の時宜に適したものと考えております。

対象校に勤務している調理職員の雇用につきましては、センターや他の調理場での勤務を前提に意向調査などを行いながら配慮してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、5、学校教育・生涯スポーツについての（1）中学校の運動部活動指導に外部人材の任用の考えはにお答えいたします。

現在、市内中学校の運動部活動のうち、半数以上は地域の方をコーチとして活用している状況にあります。そのほとんどが親の会から依頼されているもので、人数や時間、身分も報酬も一律ではないのが現状であります。

しかしながら、部活動の活性化や教員の勤務負担軽減という観点からも、地域の方を外部指導者として活用し、地域社会全体で子供たちの成長を支えていくことの必要性は増しているものと認識しております。

文部科学省においては、学校教育法施行規則の一部を改正し、中学校等でスポーツ等の教育活動に従事する部活動指導員について規定しております。今後は、学校における部活動の指導体制の充実に向けて、この部活動指導員の活用も視野に入れる必要があると考えております。

一方、県では、部活動指導員制度について調査・検討の段階であり、今後の運用については具体的にまだ示していない現状にありますので、これから謝金等の予算化も含めた運用面について今後の県の通知等を参考にしながら対応してまいりたいと思っております。

次に、（2）通学路や校地内の安全点検と安全確保対策についてにお答えいたします。

校地内における危険なブロック塀等の有無につきましては、大阪北部地震の翌日に市内全ての小中学校で点検し、確認された2カ所について担当者が直ちに現地確認を行いました。この2カ所のブロック塀については、県より出されたブロック塀の診断カルテを用いて診断するとともに、専門業者にも点検を依頼し、その結果を受け、一部分を解体するなど、当面の安全確保のための対策を講じたところであります。

通学路の安全確保については、平成26年3月に本市で策定いたしました通学路交通安全プログラムに基づき、警察や道路管理者等と連携し、合同点検を毎年実施しているところであります。昨年度は26カ所点検し、路面標示や看板設置などの対策を講じ、本年度も21カ所点検し、現在対策を進めているところであります。その他の危険箇所につきましても、各校における点検やPTAからの要望等を踏まえ、補修や通学路変更等の対策を講じてきております。

また、本年度5月に新潟市で発生した事案を受けまして、文部科学省より通学路における緊急合同点検実施の指示がありました。本市ではその実施要領に基づき、この9月中に、学校や保護者、関係諸機関と共同で通学路の緊急合同点検を実施する予定となっております。

今後も、通学路や校地内の安全確保に向けてさまざまな側面から情報収集に努め、関係諸機関と連携しながら具体的な対策を講じてまいります。

次に、（３）社会体育施設の洋式トイレの設置状況についてにお答えいたします。

市では、由利本荘市スポーツ振興まちづくり条例に基づき、スポーツ施設の利便性を高めるため、洋式トイレの設置などを含む施設の環境整備を図っているところであります。

現在、社会体育施設と関連施設の93施設のうち、トイレを設置している施設は81施設、そのうち65施設の約80%の施設で洋式トイレを設置済みであります。グラウンドに付随したトイレや、プール、スキー場、地区体育館の一部など、16施設においては未設置となっております。

市では、これまで施設の和式トイレから洋式トイレへの改修を継続して進めており、平成27年度から平成29年度までの3カ年では、どまらんど大内や鳥海トレーニングセンター、由利緑地公園など、6施設において改修しているところであります。

今後も、施設の使用頻度や災害時の緊急避難場所としての指定の有無などを勘案しながら、施設整備を年次計画的に行い、利用しやすい環境整備を進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（渡部聖一君） 17番佐々木慶治君、再質問ありませんか。

○17番（佐々木慶治君） 御答弁大変ありがとうございました。

何点か再質問させていただきたいと思いますが、まず最初に、大項目1の農林業振興についての（1）農地中間管理事業について①利用状況や集積率ということについて伺います。

この中で農家が出した面積、そして担い手が受けた面積、その誤差が出ているわけでありまして、そうしたとき、②貸し借りが成立していない面積と耕作放棄地化防止対策にも関連していく問題であるんですが、マッチングが成立していない農地を現在どのような管理をされているのかというようなことがちょっと気になると思いますか、そういった農地が耕作放棄地になるのではないかなというような懸念があるわけですので、そういった農地の現在の状況について伺いたいと思いますが、適正に管理されているのか、それとも休耕田状態といいますか、自分のうちで管理するというのでしょうか、自己保全管理なんかどういった状況になっているのか、そこを一つお願いしたいと思います。

○議長（渡部聖一君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 本市でマッチングできていない農地面積64.1ヘクタールあります。受け手が見つかるまでは出し手農家が個々に管理している状況であります。

○議長（渡部聖一君） 17番佐々木慶治君。

○17番（佐々木慶治君） 農地中間管理機構では受け手が見つからない農地は受けないということになっているようですので、個人が管理しているということだと思います。実際、秋田県の農業公社の推進用ポスターには、貸し出すメリットとして受けた農地は適切に管理しますよというようなことが書かれているんですが、現実的にはそうならないと、これはちょっとこのあたりの表記の仕方が違うのかなというふうに感じたと

ころであります。農地を出したけれども、受けてもらえなかった農地が64.1ヘクタールある、それを、先ほどちょっと触れましたけれども、JAの出資型法人というようなものを立ち上げてそういうところに管理していただくというような方法も一つとしてあるわけですが、私はそのことも含めてというような質問をいたしております。正式ではなくてもいいんですけれども、そういった話し合いというのはされたことがあるのか、その辺についてお願いしたいと思います。

○議長（渡部聖一君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 農林水産部長から答えさせます。

○議長（渡部聖一君） 遠藤農林水産部長。

○農林水産部長（遠藤晃君） 佐々木議員の再質問にお答えいたします。

まず、受け手が見つからない出し手農家は、先ほど市長が答弁したように、個々の農家が管理しているわけですが、管理の内容につきましては、具体的に全部細かく調べたわけではありませんが、やはり自己保全管理等が結構多くなっているのかなというふうな考えでおります。

ただ、こういう田んぼにつきましても、ソバと大豆の作付等に誘導できるように市のほうでは支援しておりますし、そういう場合は国の補助金等を活用できるというふうな話はしております。

それから、JAの出資型法人の関係ですけれども、以前はJAが数年前から地域の受け皿となるということで出資型法人を検討していたようでありまして、現在のところは具体的な話はしていないということでJAのほうに伺っておりますので、御了承願いたいと思います。

以上です。

○議長（渡部聖一君） 17番佐々木慶治君。

○17番（佐々木慶治君） わかりました。

次に、大項目1の（2）7、8月の豪雨の復旧状況についてでありますけれども、申請して補助を受けた件数、市と県の件数が違いますが、これはこういった要件の違いがあったのかということをもっと最初に伺いたしたいと思います。

○議長（渡部聖一君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 農林水産部長から答えさせます。

○議長（渡部聖一君） 遠藤農林水産部長。

○農林水産部長（遠藤晃君） ただいまの再質問にお答えいたします。

市と県の補助件数の違いということでよろしいでしょうか。市の単独補助金につきましては、1カ所当たりの工事費が10万円以上40万円未満であれば補助対象ということにしておりますが、県の小災害の補助金につきましては、被災箇所が150メートル以内に点在しており、それが合計で40万円を超えてしまいますと1カ所という形でしか算定に入りません。今回の災害は特に集中的にありまして、150メートル以内に田んぼが数カ所あったりしても1カ所にしかないという意味で、市のほうが件数が多くなってしまおうと。市のほうは全てにおいて10万円以上の場合は補助対象にしております。

ただし、40万円を超えますと国の補助申請という形になりますので、そういうふうな関係から件数の違いが出ているということで御了承願いたいと思います。



○議長（渡部聖一君） 17番佐々木慶治君。

○17番（佐々木慶治君） わかりました。補助要件が違うということのようです。

それで、先ほど、何らかの理由で復旧できていない面積があるんだというような話をいたしました。何らかの理由といたしますのは、あのころは余りに災害件数が多かったのですから、近くの業者さんが対応できなかったという点もありました。それから、被災した農地が小作地であったと、なので、地主の個人負担の理解が得られなかったというようなこともあったと思いますが、そういったことで復旧ができなかったと。ただ、ある程度落ち着いてきたところで、やっぱりこのままにしておいてはだめだというような考えを持っている農家や地主さんもふえてきておる中で、これは復旧に向けてぜひ支援をしていただきたいなというふうに思っておりますが、いろいろ考えていくというような答弁をいただいております。ぜひまたそのことはお願いしたいなと。これはお願いですので御答弁は要りません。

次に、大項目2のケーブルテレビの運営についての（1）加入率が伸び悩んでいる要因の分析と加入促進の今後の取り組みということについて再質問いたしますが、私は専任職員を配置しながら、加入率の向上に向けて進めていくべきではないかなというような御提案を申し上げたところですが、今後検討していくということのようであります。私が夢見ると言った、1,000人の職員の皆さんが1世帯加入していただければというようなことも、本当にこれは夢の話ではないんです。現実的にはそういうことも含めて検討していただければなというふうに思いますが、市長、このことについては無理だと思いますか、私の夢。一つそこをお答えください。

○議長（渡部聖一君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） ケーブルテレビの加入率の向上については、市の職員も一生懸命努力しております。いろんな理由が考えられますけれども、今後、専任職員を配置して果たして効果があるかどうかも含めて検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡部聖一君） 17番佐々木慶治君。

○17番（佐々木慶治君） ありがとうございます。

次に、大項目3の大内地域の廃校舎の跡地の利活用について伺います。

現在、旧上川大内小につきましては再公募しているということですが、私は公募している範囲について伺ったところでしたが、その点についてちょっとなかったように思いますので、どの範囲、先回は由利本荘市内ということでしたが、それを県外まで広げたのか、県内なのか、そのあたりをちょっとお願いしたいと思います。

○議長（渡部聖一君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 現在、市内事業者に限定せずに、地域の振興、雇用の創出を図る事業などを行う法人、個人または任意団体を対象として、9月28日を締め切り日として再公募を行っておりますので、応募がなかった場合、応募のない部分については、用途を広げた再公募を含めて、市としての活用のあり方についても検討をしていきたいということでございます。

○議長（渡部聖一君） 17番佐々木慶治君。

○17番（佐々木慶治君） 市としての活用のあり方も検討していくということですが、

隣接する場所に昔はトレーニングセンターと言っていましたが、小栗山体育館という、体育施設がございます。その体育施設の公共施設の管理計画ではどのようになっているのか、今手持ちではありませんが、そうした活用といったことは考えてはいないのでしょうか。

- 議長（渡部聖一君） 長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） 総務部長から答えさせます。
- 議長（渡部聖一君） 原田総務部長。
- 総務部長（原田正雄君） 体育館のことにつきましては今手元にございませんで、後で調べてお知らせしたいと思います。
- 議長（渡部聖一君） 17番佐々木慶治君。
- 17番（佐々木慶治君） 通告になかったと言われればそれまでかもしれませんが、市としての活用の部分で具体的にはどうなのかなということでお伺いしたものでありました。

時間もかなり押していますので、私の再質問はこれで終わりたいと思います。大変ありがとうございました。

- 議長（渡部聖一君） 以上で、17番佐々木慶治君の一般質問を終了いたします。この際、午後1時15分まで休憩いたします。

午後 0時22分 休 憩

午後 1時15分 再 開

- 議長（渡部聖一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続行いたします。5番今野英元君の発言を許します。5番今野英元君。

**【5番（今野英元君）登壇】**

- 5番（今野英元君） 今野英元であります。一般質問を行いますけれど、議場の皆さんに、議長のお許しを得てこの資料が渡っていると思いますけれども、これはレノバに対する由利本荘市の意見書でありまして、昨年、平成29年の6月15日にレノバに対して市から県に出されたものであります。環境保全の見地から意見はありませんという意見書でありまして、私もこれを見たときには非常にびっくりしました。これは後でこの質問をします。

最初ですけれども、1の株式会社ぱいんすば新山の就業規則と賃金規程について質問したいと思います。

ぱいんすば新山の問題というのは、これまで、今回を含めまして7回質問をしております。7回質問をしておりますけれども非常にわからないところがある。特に、これ年間2,700万円という指定管理料が支払われておりますけれども、この会社が果たして本当に経営能力があるのか、指定管理者として適切なのかという問題であります。特に、今回質問をするこの就業規則と賃金規程について、非常にぱいんすば新山の経営というか能力の根源にあるものがあらわれているのではないかとということで、質問をいたします。

株式会社ぱいんすば新山は、会社設立時に定年に関して市より65歳定年の指導を受けたとしております。これは私、前回の一般質問でもこのことを質問しております。6月

議会の私の質問に対して、市の答弁は、市としては、指定管理者に対しての65歳定年という就業規則にかかわるような指導はしておりませんと答弁しております。そして、平成28年1月の改善指導する中で、就業規則について周知を図るようと、その段階で就業規則65歳定年を確認しているが、賃金規程については拝見することができなかった。そこにそごがあった、食い違いがあったということについては、今野議員の質問で初めて知ったという答弁であります。

この就業規則と賃金規程は、作成人物が同一人物であります。どちらも平成24年の3月19日に制定されて、平成24年3月28日に届け出がされているというものであります。

繰り返して言いますが、作成人物が同一人物であれば、このようなことが起きるはずがないのであります。就業規則に65歳定年、そして賃金規程についても、作成人物が同じであれば、65歳定年、当然のことです。そのそご、食い違いというのは、単なる間違いでは済まされない問題ではないか、こう思います。市の見解を伺いますけれども、私の6月定例議会のときの市の答弁では、65歳定年に関しては市は一切指導したことはないということを言っておりますので、そのことは私も重々承知の上でこの質問をするものであります。

2、由利本荘市の風力発電事業に関して。

(1)の(仮称)秋田県由利本荘市沖洋上風力発電事業。

①2013年、あきた沖合洋上風力発電研究会、2015年、あきた沖合洋上風力発電導入検討委員会の本市のかかわりについて質問します。

これは洋上風力発電、レノバが行うものでありますけれども、ちょうど今から5年前の2013年に秋田県が主導となって25の団体でこの研究会が発足しております。沿岸市町8市町で本市も参加して研究会が発足となりました。

この目的として、洋上風力の導入促進に向けて、1つは課題と方向性を整理する、2つ目に共通理解の醸成をする、3つ目、県の基本方針等の検討、この3つを挙げております。

2015年には、導入検討委員会がこれ、非常に重要なことを決めているんです。候補海域を選定して、設定条件の中に水深30メートル以内、港湾区域を除く、年平均風速が7メートル以上など、8項目を挙げて選定しております。

本市は、この研究会、そして導入検討委員会にどのようなかかわりを今まで持ってきたのか。具体的には、会議が何回開催されて、誰が出席して、候補海域の設定条件などについて、本市はどのような意見を述べてきたのか伺うものであります。

次、②の計画的段階環境配慮書方法書に対する意見書について、先ほどの、平成29年6月15日の配慮書、平成30年1月9日方法書に対する本市の意見書について伺うものであります。

市長は、この事業についてこう言っているんです。新聞発表ですけれども、本市のみならず県内全域への経済波及効果が期待される事業として歓迎し、積極的に協力していきたいという大絶賛のコメントを送っております。

2017年の3月の時点では、レノバの事業計画では出力最大56万キロワットで、4,000キロワットの風車を140基、3列配置で岸から約1キロメートルから1.5キロメートルのところにつくる、これが2017年の3月当時であります。

2018年の6月の時点では、最大出力70万キロワット、風車1基当たりの容量を4,000キロワットから8,000から9,500キロワットと大きくして、2列配置で岸から1.5キロメートルから3キロメートル程度としております。

事業者は、この事業を日本最大、世界有数と豪語しておりますけれども、世界的に例のない巨大風力発電機8,000から9,500キロワットを海岸から1キロメートルから3キロメートルに70基から90基建てるというものであります。

欧米では、2,000キロワットから3,000キロワット機でも、沿岸から40キロメートル以上離すことが求められております。この事業でも、最低でも20キロメートルは必要だという研究者の声があり、1キロメートルから3キロメートル以内では市内で1,000人以上に睡眠障害が出るという研究報告があります。

風力発電による健康被害は、高齢者ほど被害が出やすく、しかも風下では想定外の遠くまで被害を及ぼすものであります。特に、日本海、由利本荘市の景観と自然環境が徹底的に破壊される私はこちら思います。

ところが、この配慮書に対する市の意見、「環境保全の見地から意見はありません。」というものであります。私は、この文章を見て驚きを越しまして悲しくなりました。行政の文章の中でこれほど無味乾燥、何の血の流れもない。こういう文章が出てくるということ自体、非常に私は驚愕するとともに悲しみを覚えました。なぜ、このような意見になったのか。どのような庁内での会議を行ってこのような意見になったのか。その理由を伺うものであります。

また、方法書においては、水質汚濁や水中音の発生、本荘マリーナ等での複数の人との自然の触れ合い、鳥類や魚類に対しての影響等について何ら意見がありません。なぜなのか伺うものであります。

2の(2) (仮称) 笹森山風力発電事業の①8月8日説明会の問題点について質問します。

8月8日の説明会というのは、その前に行われた説明会が余りにも時間が短く、意見を言う市民が多かったこともあって、ほぼ途中で事業者の方から時間切れというようになって、再度、これ説明会を開いたものであります。この中でユーラスエナジーの方はこう言っているんです。風力発電がふえて困るというのはわかる、ごもっともなことだと。市民をばかにしたとは思いませんけども、非常に率直な発言です。東京から来た事業者が秋田県のこの由利本荘市に説明会で、風力発電がふえて困るのはわかる、そういう意見が出るのはごもっともなことだということ発言をしたんです。

住民説明会において、事業者であるユーラスエナジーホールディングスは、方法書の段階で、まだ事業の検討中であり確定していない事項があるとしております。今後、現地調査を行った後で、準備書でレイアウト、配置や設計や基数等を明らかにする、こう言っておるんです。方法書の記載内容については、環境影響評価法の第5条第1項の第1号から8号まで及び発電所アセス省令第17条で定められております。それによると方法書段階における事業計画の設定に当たっては、配慮書で示した事業実施想定区域から、内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について記載する必要があるとしております。

このため、学校や病院、保全すべき施設の分布、重要な動植物の生息状況などを事前

に十分把握した上で環境保全に配慮した風力発電所全体の位置や規模、風力発電設備の出力、配置、対象事業の内容を検討した経緯を示すことを求めています。

この事業者は、準備書でこれらのことを示すとしておりますけれども、これは方法書で示さなければいけません。非常に準備不足、そして、法律にのっとって事を行っていないユーラスエナジーホールディングスでありますけれども、市の見解をお聞きします。

この事業を行うに当たって、事業者は候補地選定に関して笹森山山系が地域住民にとってどのような意味を持つ山系であるかということ調査していなかったということ認めております。

この山系は、自然環境が良好であり、クマタカの営巣地にもなっており、地元の住民から非常に愛されている山系であります。この件に関しても、現地調査後に、場合によっては設置の取りやめを示唆しております。つまり、この事業は準備不足、調査不足と言わざるを得ないのであります。市の見解を伺うものであります。

また、この説明会の際に事業者であるユーラスエナジーホールディングス設置の風力発電機の航空機標識灯、それがふぐあいを起こして点滅しないことが指摘されております。そして、事業者もこのことを認めているのであります。

この件に関しては、重大な事故にもつながりかねないので、事業者に対して早急なる修理を指導すべきではないか伺うものであります。

(2)の②風力発電の工事にかかわる法規制などについて伺います。

笹森山周辺の小友林道、兎額林道、大谷地林道は全て水源涵養保安林であります。工事によって、飲料水や農業用水への影響が大変心配されます。

この水源涵養保安林の工事は、県知事の許可が必要となります。また、工事に伴う保安林の土地が立木の伐採や土砂の流出、沢水の変化などで環境が変化するため、形質変更の知事の許可が必要となります。

また、国有林も含むことから、入林許可も必要となってきます。このように事業にかかわる法規制について、方法書の段階でこの事業者はクリアしていない、まさにこれも準備不足であり関連法に違反するものではないかと思えます。市の見解を伺うものであります。

(3)風力発電施設から発生する騒音対策の①環境省、風力発電施設から発する騒音に関する指針、騒音等測定マニュアルへの対応について伺います。

2017年5月、環境省は都道府県知事、市長、特別区長、風力発電設置事業者、そして製造事業者に騒音に関する指針、測定マニュアルを通知しました。

この指針なるもの、非常に問題点があると指摘されております。

例えば、この指針では、そもそも健康影響は存在しないことを前提にして書かれております。また、本指針に基づく評価の結果は、風車騒音による健康影響とは無関係となっており、健康影響に関する科学的知見を根拠なく否定しております。また、住民を保護するための上限値ではなく、事業者を利するための下限値が設定されていることなど、非常に問題はあるのですけれども、なぜ環境省は、騒音に対することに関してこのような指針とマニュアルをつくったかということでもあります。これは、風車の数がふえてくるに従って、騒音対策に対する住民の苦情、被害報告がふえる傾向にあることか

ら、風力発電施設から発生する生活環境への影響を未然に防止するための指針であるとしているものであります。そのために、風車騒音、残留騒音の測定方法、測定手順、留意点をマニュアルで示したとしております。

市は、この指針、マニュアルへの準備、人的配置、測定器具などの対応、体制は十分に行っているのかを伺います。

(3)の②予防原則についてお伺いします。

今、低周波音被害に対して、予防原則にかかわる水俣病の教訓は生かされているのかということがいわれております。この予防原則はEUで導入された考え方で、1992年のリオデジャネイロ宣言で、環境を守るには予防的取り組みを講じなければならないとしております。近年、この予防原則が国際的に大変大きな潮流となっているのであります。

この予防原則に関しまして、水俣病に大きくかかわったチッソ水俣工場の附属病院長、細川一医師は細川ノートの中でこう言っているんです。チッソ水俣工場の附属病院長でありますから工場側のチッソ側のお医者さん、病院長さんです。その細川医師が、やはりこれは医者としての良心があったんでしょうね。「公害と人の健康や病気との関係には、まだ余りにも困難なことが多い。しかし、公害においては救済よりも防止のほうがはるかに重要な仕事である」と1960年代の前半に既に予防原則の大切さを訴えております。

事業者と行政がこの予防原則を遵守しなくては、健康被害、健康に対して責任が持てない。責任を持ち事業者と行政がきっちり監視をする。このことが非常に大切であります。市の見解を伺うものであります。

(4)事業計画策定ガイドラインの徹底。

①本荘マリーナ風力発電機についてであります。

8月9日付で本荘港風力発電機のブレード、羽根損傷事故に関する報告及び今後の予定ということで、事業者より近隣町内会の住民にこういうチラシが配布されております。

この報告書によると、2月14日、落雷保護システムが落雷を検出して風車が自動停止したが、2月15日に目視点検を行って、異常が確認できなかったから風車を回した、運転を再開したとしているんです。

目視点検で確認できなかった貫通穴、要するに落雷が貫通した穴がその後60時間の運転で損傷が徐々に拡大して、最終的に羽根が折れた、こういうことであります。

この発電機には、落雷保護システム、そして落雷検出装置がついているにもかかわらず、最終的には目視点検というところに大変大きな問題点があります。

9月以降に修理が予定されておりますけれども、この風力発電機には標識板や柵やフェンス、施錠などありません。

この不備について、修理工事が行われるということなので、それとあわせて同時に業者に行うことを指導すべきではないか伺うものであります。

(4)の②市内全ての風力発電機の状況調査についてであります。

市内に設置されている風力発電機は、全て事業計画策定ガイドラインによる柵やフェンス、標識板、施錠等がなされておられません。つまり違反状態ということでありま

す。

この現状に対しまして、6月議会の当局の答弁において、こう言っているんです。6月15日に全ての事業者に対してガイドラインの遵守と事業者から設置する旨の確認をとったとしております。以上のことが、現時点でどの程度実行されているかの調査と現場確認、そして実行されていない場合の再度の指導が必要ではないか伺うものであります。

以上、壇上での質問を終わります。

【5番（今野英元君）質問席へ】

○議長（渡部聖一君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） それでは、今野英元議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、株式会社ばいんすば新山の就業規則と賃金規程についてにお答えいたします。

御質問の、65歳定年にするよう指導したのかについてであります。株式会社ばいんすば新山に対して、そのような指導は行っておりません。

また、就業規則と賃金規程の定年の年齢が異なっていた理由については、会社で定めた規則でありますので、答弁は控えさせていただきます。

次に、2、由利本荘市の風力発電事業。

（1）（仮称）秋田県由利本荘市沖洋上風力発電事業の①2013年、あきた沖合洋上風力発電研究会、2015年、あきた沖合洋上風力発電導入検討委員会の本市のかかわりについてお答えいたします。

あきた沖合洋上風力発電研究会及び導入検討委員会は、秋田県が沖合における本格的な洋上風力発電の導入に向け、具体的な課題や方向性等を整理し、関係者間での共通理解の醸成を図ることを目的に、沿岸市町、県漁協、大学、金融機関及び経済団体等の関係者、25団体により構成されました。

本市は、秋田県の要請を受け、計6回開催された会議に5回出席しており、当該研究会が開催する講演等で、国内外の先進地事例など、洋上風力発電事業に関する知見を得たところであります。

さらに、導入検討委員会では、候補海域検討部会に所属し、県の作成資料に関して漁業者との協調体制などについて、質疑応答を重ね、県は、これらを経て当該候補海域を設定したものであります。

次に、②計画段階環境配慮書方法書に対する意見書についてお答えいたします。

計画段階環境配慮書には、早期段階で生活環境や自然環境について、各分野の調整を行う旨記載されておりました。

この配慮書は、環境アセスメントの求められている全ての項目を踏まえていたことから、環境保全の見地からの意見はない旨、回答したところであります。

環境影響評価方法書については、予測評価のための調査方法などが示されたものであります。市として特に配慮を要する項目として、騒音、低周波音等の複合的、累積的な影響、風車配置後の景観にかかわるフォトモンタージュの作成と、これを広く周知することの2点を1月9日付で県に対し、意見として提出したものであります。

次に、(2) (仮称) 笹森山風力発電事業の①8月8日説明会の問題点についてお答えいたします。

国の方法書作成の手引きでは、事業内容について計画の熟度に応じて、既に決定されている内容について、可能な限り具体的に記載するとありますが、本事業の発電機の位置、基数は、現時点で明らかになっていないことから、今後実施される現地調査に基づき、環境影響評価準備書の段階で示されるものと理解しております。

また、航空障害灯のふぐあいについては、系統工事による停電が原因であり、機器の故障等ではなく、現在は正常に稼働しているとの報告を受けております。

次に、②風力発電の工事にかかわる法規制などについてにお答えいたします。

本事業については、環境アセスメントの方法書段階であり、具体的な発電機の基数や位置等は示されておられません。

県では、このような段階で林地開発の許可などについての申請は受理できないとの回答でありました。

ただし、調査等のための保安林内における作業許可の申請については、随時受理すると伺っております。

また、市では、8月27日付で、方法書に対し、次の4点について県知事宛てに意見を提出しております。

1つ目、事業実施想定区域及びその周囲には湧水等の水道水源地が存在する。本事業は風力発電設備の設置、工事用道路の敷設により改変が行われる箇所があるため、水環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。

2つ目、本事業計画の実施に伴う汚濁水の河川への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。

3つ目、事業実施想定区域及びその周囲2キロメートルの範囲に大小屋ファミリーランドや住宅が存在する。また、当該地区は元来、静穏な地域であることから、想定される騒音、低周波音については、工事用資材の輸送等による場合を含め、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

4つ目、風車の大きさ、塗色、配置等については、フォトモンタージュ等の視覚的に比較しやすい手法により検討し、眺望景観への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、これを広く周知すること。

以上であります。

次に、(3) 風力発電施設から発生する騒音対策の①環境省、風力発電施設から発生する騒音に関する指針、騒音等測定マニュアルへの対応についてお答えいたします。

環境省が平成29年5月に通知した、風力発電施設から発生する騒音に関する指針並びに騒音等測定マニュアルの内容については承知しております。

これらは、環境アセスメント等において、事業者が、騒音等の調査手法として活用し遵守すべきものであり、今後も、事業者へ指針やマニュアルに沿った対応を求めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、②予防原則についてにお答えいたします。

低周波音による影響については、騒音とあわせてアセスメントの各段階で調査や予測評価が行われ、環境保全に配慮された事業計画が策定されることとなっております。



また、環境省においては、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できないとしております。

環境影響評価準備書においては、現地等の調査をもとに行った予測評価により環境への影響に最大限配慮した事業計画を示すよう、事業者に求めてまいります。

市といたしましても、環境の保全に適正に配慮されているかを確認しながら、必要に応じて意見を述べてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、(4)事業計画策定ガイドラインの徹底の①本荘マリーナ風力発電機についてお答えいたします。

本荘マリーナの県用地に設置されている風力発電機につきましては、ことし2月のブレード折損事故により、現在運転を休止しております。

復旧に向けて準備段階であり、9月以降に着手予定で、6週間ほどの工期を要すると伺っております。

復旧工事に当たっては、周辺町内等への周知と作業の安全に十分配慮するよう要請いたしました。

御指摘の事業計画策定ガイドラインにおける発電設備への標識及び柵塀等の設置については、事業者に申し入れております。

次に、②市内全ての風力発電機の状況調査についてお答えいたします。

6月定例会において、御質問ありました、事業計画策定ガイドラインにおける発電施設への標識及び柵塀等の設置についてであります。各事業者に対して本ガイドラインの遵守をお願いしたところであります。

これらの指導については、国が行うものであります。市民の安全にもかかわる事項でありますので、再度状況を確認し、ガイドラインに沿った対応を図るようお願いしてまいります。

以上であります。

○議長（渡部聖一君） 5番今野英元君、再質問ありませんか。

○5番（今野英元君） 1の株式会社ぱいんすば新山の件について伺います。

これ、市では今まで一貫して会社のことだから会社でというふうな姿勢なんです。

指定管理料2,700万円支払われています。私は、経営能力があってちゃんと自分で自浄作用が持てる会社であれば、それはいいです。でも、この会社、そういう能力がないんじゃないですか。当初の経営陣と今はもうまるっきり変わっていますよね。設立時、平成24年当時は石脇地区の会社経営者や仕事、商売をしている方たちが経営陣に入っていたんですけども、今はもう違いますね。町内会長の人たちが取締役になっているんです。ですから、こういう問題が起きても自浄作用がないんです。

もう1回言いますが、就業規則と賃金規程が別々であったという事実から見えてくることは、これ、改ざんしたんじゃないですかということです。就業規則を60から65歳にして、賃金規程を65歳にするのを忘れた、見逃した、同一人物が見逃したのではないかということです。この会社の就業規則は、三、四年、取締役会でも誰も見たことがないものなんです。ですから、三、四年間、就業規則で65歳定年となっていたのが取締役会でも黙認してきた。ですから、年齢が60から65歳に変わっても何もこれ問題ないことになるんです。

そういう会社が指定管理者となっているということに関して、先ほどの市の答弁では、これは会社のことだから会社でという姿勢でありますけれども、本当にそれによろしいんですか。

- 議長（渡部聖一君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） 先ほど私が答弁したとおりでございますが、補足説明を兼ねて総務部長から答えさせます。
- 議長（渡部聖一君） 原田総務部長。
- 総務部長（原田正雄君） 再質問にお答えいたします。

会社の自浄能力とか、そういうことにつきまして、今、御質問があったかと思いません。

指定管理者を選定する場合は、指定管理者選定委員会というものを設置いたしまして、その経営内容とかその能力、それについて是か非かということで決めてきております。この場で、就業規則と賃金規程にそごがあったことが、その選定委員会の中でどのように判断されるかはわかりませんが、それらを総合した形で指定管理者というのは選定されるべきものと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

- 議長（渡部聖一君） 5番今野英元君。
- 5番（今野英元君） 会社設立のときから、65歳定年と賃金規程が60歳、2つになっていたのを取締役会もそれを全然見たことがなかったんです。その就業規則と賃金規程を、後になってわかった。そういう会社の体質というのが、果たして指定管理者として適切かどうか、2回も改善命令を受けて、そういう会社でも選定委員会として選んだのだから、それはしょうがないということで済まされますか。どうですか。
- 議長（渡部聖一君） 原田総務部長。
- 総務部長（原田正雄君） そういう就業規則、賃金規程について、そごがあったことについては、市からその都度、改善指示を出しまして、その都度改善についての報告を受けております。

指定管理者の選定については、あくまでも、市が選定委員会に委ねております。そこで客観的な判断として適正かどうか判断されるものと考えておりますので、今の御質問については、この答弁とさせていただきます。

- 議長（渡部聖一君） 5番今野英元君。
- 5番（今野英元君） 最後に言います。65歳定年制とあるものの60の6と5、これ、角が違うんです。全角と半角になっているんです。ですから、改ざんしたことは確かなんですけれども、ただそれが取締役会で追認、黙認しているから、これは法的には問題ないということなんです。4年間もそういうふうになっているから。けれども、私はもう1回言います。2,700万円の税金が投入されている会社だということだけは覚えておいてください。

洋上風力の問題であります。

2の（1）の①風力発電の研究会と検討委員会について質問したいと思います。

この2013年の研究会と2015年の検討委員会というのは、洋上風力を導入するということが秋田県が主導になって行ったことなんでしょうけれども、会議が今まで6回行われてきていると。これは、公的な会議ですよ。それ、1つ確認しておきたいと思います。

- 議長（渡部聖一君） 長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） 市民生活部長から答えさせます。
- 議長（渡部聖一君） 茂木市民生活部長。
- 市民生活部長（茂木鉄也君） 議員のおっしゃいますとおり、公的な会議でございます。
- 議長（渡部聖一君） 5番今野英元君。
- 5番（今野英元君） 公的な会議であれば、私がこの研究会のこれまでの会議録と検討委員会の会議録、これを情報公開請求したところ、会議録がないということでした。どういう質問をしたのか、どういう発言をしたのか、市として誰が出て、どういう発言をしたのかの会議録がない。公的な会議の中で会議録をとっていないんですか。
- 議長（渡部聖一君） 茂木市民生活部長。
- 市民生活部長（茂木鉄也君） 県のほうが主催した会議ということで、こちらのほうにはその会議録等は届いてございません。
- 議長（渡部聖一君） 5番今野英元君。
- 5番（今野英元君） レノバの洋上風力がことしの3月2日、3日でしたか、新聞発表もありましたけども、この会議は、その5年前にもう2013年の段階で行っているんです。県が主催しようが何しようが、由利本荘市としてどういう発言をしたのかの会議録をとっていないということですか。
- 議長（渡部聖一君） 茂木市民生活部長。
- 市民生活部長（茂木鉄也君） この会議の中で本市が発言したものについては、こちらには復命書という形でそのメモ的なものはございます。
- 議長（渡部聖一君） 5番今野英元君。
- 5番（今野英元君） 私は、その情報公開請求を出したときに、発言のメモでいいんですということでは申しましたが、ないということで突っぱねられました。これ、誰が出席したんですか。
- 議長（渡部聖一君） 茂木市民生活部長。
- 市民生活部長（茂木鉄也君） 当時のエコ対策推進室長と主事の2名が出席しております。
- 議長（渡部聖一君） 5番今野英元君。
- 5番（今野英元君） ということは、今、聞きましたけれどもメモがあるということですね。あれば、それを後で出してもらえませんか。
- 議長（渡部聖一君） 茂木市民生活部長。
- 市民生活部長（茂木鉄也君） ただいまの議員の御質問について、お答えいたします。  
メモのほうにつきましては、後日、提示させていただきたいと思っております。
- 議長（渡部聖一君） 5番今野英元君。
- 5番（今野英元君） なぜ、メモが必要かと言いますと、これ、レノバの資料にもあるんですけれども、候補地海域の設定条件に対して1から8まで大変重要なことを決めているんです。この件に関して、我が由利本荘市がどういった意見を行ったかというのは、非常に重要なものなんです。この件に関して、我が由利本荘市がどういった発言内容をしているかというのをやっぱり知る必要があるんです。そういう意味でメモを提出

してくださいという、私の質問です。出すということによろしいですね。

○議長（渡部聖一君） 茂木市民生活部長。

○市民生活部長（茂木鉄也君） 提出させていただきたいと思います。

○議長（渡部聖一君） 5番今野英元君。

○5番（今野英元君） わかりました。次に、②計画的段階環境配慮書に対する意見と方法書に対する意見について質問をします。

これに関しましても、平成29年の6月15日にこの意見書を出しています。市としては、平成23年から研究会、さらに25年からの検討委員会とずっとこの洋上風力に関しては県主催の会議に5回出ているんです。十分、洋上風力発電事業がどういうものであるかというのはわかっていて、環境保全の見地から意見ありませんという、こういう意見書を出したんですけれども、この意見書の会議録、私、これも請求しましたけれども、ありませんということでした。本当にこれはないんですか。

○議長（渡部聖一君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 市民生活部長から答えさせます。

○議長（渡部聖一君） 茂木市民生活部長。

○市民生活部長（茂木鉄也君） この配慮書等々を出すという段階での会議の記録はございません。

○議長（渡部聖一君） 5番今野英元君。

○5番（今野英元君） 会議の記録がないということは、この意見書は会議もしないで——これは市長が自分の考え方で県に出したんですか。何も会議しなかったということですか。

○議長（渡部聖一君） 茂木市民生活部長。

○市民生活部長（茂木鉄也君） この件に関しましては、担当のほうでまず考えます。それから、課で検討いたしまして、それについて市長までの決裁をいただいて提出しているという流れでございます。

○議長（渡部聖一君） 5番今野英元君。

○5番（今野英元君） 部長、そうしたら会議録はあるんでしょう。こういう結論に至った会議録はないんですか。もう1回伺います。

○議長（渡部聖一君） 茂木市民生活部長。

○市民生活部長（茂木鉄也君） 決裁をいただいたという起案の文書等はございます。どのようないきさつで話し合われたかというような、そういういきさつを書いたものはございません。

○議長（渡部聖一君） 5番今野英元君。

○5番（今野英元君） ということは、もう1回聞きますけれども、この結論に至った会議録は何もないということ。ということは、その決裁で、これで行こうと決めたことなんですか。環境保全の見地から意見はありません、この結論で行きましょう、この意見書で行きましょうということで皆さん同意した、そういうことですか。

○議長（渡部聖一君） 茂木市民生活部長。

○市民生活部長（茂木鉄也君） それで決裁をいただいておりますので、皆、その流れの中で同意をしたということになろうかと思います。

- 議長（渡部聖一君） 5番今野英元君。
- 5番（今野英元君） 信じられません。日本海の沖に当時で140基配列する事業に関して、何も環境保全の見地から意見がないなどということが、それを決裁文書として上げて、誰も不思議に思わなかった。とんでもない話です。これは行政の不作為です。やるべきことをやらなかった、行政の怠慢です。そう思いませんか。
- 議長（渡部聖一君） 長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） 先ほど環境アセスメントの求められている全ての項目を踏まえていたことから、環境保全の見地から意見はないという回答をしたわけではありますが、九嶋副市長から答えさせます。
- 議長（渡部聖一君） 九嶋副市長。
- 副市長（九嶋敏明君） おおよそ配慮書を頂戴したときには、その事業会社から選定及び非選定理由といった、こういった明細書が出ます。ここに書いてありますが、海域環境、その他の環境、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合い等々、項目が書かれております。これに対して、この場合はレノバという事業会社でございますが、事業会社が自分たちがやりたいという項目に表示をしてよこす。これがこの環境配慮書の中身でございます。これについて網羅されておったという判断をしたんだと思います。
- 議長（渡部聖一君） 5番今野英元君。
- 5番（今野英元君） 事業者が自分で配慮書をつくるんですね。それに対して行政が事業者の配慮書を見て、何も疑問を持たなかった。海岸沿いに1キロメートルから1キロメートル半離れたところに洋上風力、当時140基の計画です。2013年からこの計画、洋上発電に関して市はかかわってきているんです。事業者の配慮書を見て、これは何も環境に影響がないなどということが言えるのでしょうか。疑問を持つというか、この事業計画は本当に大丈夫なのかということ、行政も不安に思ったりするのは当然じゃないんですか。今まで事業者も言っています。国内最大、世界有数、そういう事業が日本海で展開されるときに、この1枚の配慮書への意見だけで済む問題じゃないんじゃないんですか。
- 議長（渡部聖一君） 九嶋副市長。
- 副市長（九嶋敏明君） 誤解をおそれずに申し上げますと、この段階では、これが全てみたいな、それともう一つ申し上げたいのは、環境アセスメントは法律にのっとっております。事業者がその責任においてすることになっております。ですから、私ども行政としましては、その行く末を見守る、これがまず第一段階だと思います。この配慮書の段階では、これしかできないのではないのでしょうか。
- 議長（渡部聖一君） 5番今野英元君。
- 5番（今野英元君） 配慮書の段階でそれしかできないといたら、もうおしまいで。ちょっと待ってください。
- 日本海に岸から1キロメートルから1キロメートル半離れたところに140基の200メートルを超す風車を建てる。そういう計画のときに、私たちにはそれがどういうふうなものになるのかという想像力や発想力はあるんです。人間ですから、あの海岸線にそういうものができたときに、この周りの景観なり、それから私たちの生活、そういうのがどう変わっていくかということ、これを想像することはできるんです。事業書を見てそういうこ

とはできるんじゃないですか。そのときにこの一片の紙切れを県に出したわけですけども、これ、市で誰もおかしいと思わなかったんですか。もう少し肉づけすべきでないかという意見は出なかったんですか。

○議長（渡部聖一君） 茂木市民生活部長。

○市民生活部長（茂木鉄也君） ただいまの再質問にお答えいたします。

もろもろのものは、今、副市長がおっしゃったとおりでございますけれども、その後のものにつきましては、方法書あるいは準備書の段階で述べていくというようなことで、法律にのっとって網羅されていると考えております。

それと、方法書のほうでもありますけれども、特に注意していただきたいというようなことで、2点挙げてございます。

○議長（渡部聖一君） 5番今野英元君。

○5番（今野英元君） 方法書も、あれはとってつけたような意見です。ですけども、私が問題にしているのは、配慮書、最初のこの発表段階で、この意見書しか出てこなかったというのは、市は推進する立場に立っているんでしょうけども、それにしてもこの意見書だけでいいのかなというのが率直な疑問です。人間の想像力というのは、やっぱり140基風車が並ぶというのはどういうことになるかということは、ちょっと思っただけでもわかるはずですよ。それを配慮書は配慮書だから、法律にのっとっているから、これでいいじゃないか——これ、もう1回聞きますけれども、市で誰もこれに対して、これ、もう少し肉づけしたほうがいいという意見はなかったんですか。

○議長（渡部聖一君） 茂木市民生活部長。

○市民生活部長（茂木鉄也君） いずれ市長、あるいは副市長が答弁しておりますとおり、全ての項目について、この環境アセスメントの配慮書段階のものは踏まえております。それを見ての結果として意見がありませんということをお付けさせていただいております。

以上でございます。

○議長（渡部聖一君） 今野議員、もう一度聞きますという言い方をされておりますので、同じ質問を再度繰り返すことについては、配慮願いたいと思います。

5番今野英元君。

○5番（今野英元君） 先ほどから同じ質問というか、市でもう重々この計画がわかっているんですね。2013年から研究会に参加して、2015年に検討委員会に参加して、配慮書が出てきて、ですから、こういう配慮書への意見が出てくるといというのは、こういう会議の経過を経由してこれしか出てこないというのが私は不思議だと思うんです。これで市民の方に今の洋上風力に関して市の意見書、これでしたと言ったら、これは本当にびっくりします。ですから、これからレノバなり、この洋上発電とどうやって市がかかわっていくかというのは、大変大きな問題なんです。

1つだけ言っておきます。市は、レノバの代理店ではないんです。行政は行政としてのやっぱり意見なりを持たなきゃいけないんじゃないですか。鳥海山麓へのソフトバンクの配慮書に関しては、あれだけ厳しい意見を出しながら、レノバに関してはこれというのは、とつても私は納得できないんです。そういう質問です。市の見解をもう1回、同じ答えになるんでしょうけども。

○議長（渡部聖一君） 茂木市民生活部長。

○市民生活部長（茂木鉄也君） この配慮書段階での意見というのは、あくまでも提出された配慮書の中を確認した上で、こちらの意見があるかないかというものを記したものでございます。

以上でございます。

○議長（渡部聖一君） 5番今野英元君。

○5番（今野英元君） （2）の①8月8日のユーラスエナジーホールディングスの説明会に移りたいと思います。

方法書段階できっちり計画を出さなきゃいけないことになっているんですけども、8月8日の説明会では、全てこれからの準備書の中で出すということで、私から言わせれば、あれは逃げている。方法書できちんと示さなければいけないことを示していない。方法書において、こういうところに風車を設置するんです。事業例としてこういう地図まで示しているんです。でも、基数なり、それをこのユーラスエナジーはやっていないんです。ユーラスエナジーという会社、日本でも最大級の事業者です。ですけども、これ、やっていない。方法書においてほとんど示していない。準備書で示しますというのは、これは違反しているんじゃないですか。

○議長（渡部聖一君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 市民生活部長から答えさせます。

○議長（渡部聖一君） 茂木市民生活部長。

○市民生活部長（茂木鉄也君） ただいまの質問にお答えいたします。

先ほども市長が答弁したとおりでございますけれども、国の方法書作成の手引きでは、事業内容について計画の熟度に応じて既に決定されている内容について、可能な限り具体的に記載するとございます。それが具体的な限り答弁されていると解釈しております。

○議長（渡部聖一君） 5番今野英元君。

○5番（今野英元君） ユーラスエナジーのあの説明会での説明が可能な限り十分に説明されているという、そういう理解ですか。

○議長（渡部聖一君） 茂木市民生活部長。

○市民生活部長（茂木鉄也君） 方法書段階でのできることというようなことで、可能な限り具体的にということ捉えておりますので、それが8月8日のその説明会で触れているとか触れていないかということについては差し控えさせていただきたいと思ます。

○議長（渡部聖一君） 5番今野英元君。

○5番（今野英元君） 8月8日のこの説明会で、ユーラスエナジーは、全部ほとんどのことを準備書で明らかにしますと言っているんです。これから現地調査なりを行って、準備書で行う。方法書の段階なんですけども、準備書で行うということになっているんです。ですけども、風力発電の環境影響評価の実施における事例では、方法書段階においてちゃんと累積的な影響とかを調査する。それから事業計画の内容を明らかにする。もっと詳しく言えば、風力発電の位置や出力や高さやローターの直径、騒音や風車の影や環境をできるだけ明らかにするということを求めているんです。こういう場所に風力

発電機をつくるんですということも地図に示せ、これをユーラスエナジーはやっていないんです。これ、日本で名立たる事業者です。ですけども、現地説明会では、次の準備書で行います。先延ばしにしているんです。これはきちんと方法書で行うべきじゃないかということをして市では事業者に言うべきではないんでしょうか。

○議長（渡部聖一君） 茂木市民生活部長。

○市民生活部長（茂木鉄也君） 先ほどからお答えしておりますとおり、方法書として可能な限り具体的にこの時点で記載されているという判断でございますので、御理解お願いいたします。

○議長（渡部聖一君） 5番今野英元君。

○5番（今野英元君） ですから、可能な限りというか、事業者はほとんど手つかずというか、準備不足かどうか知りませんが、やっていないんです。次の準備書で明らかにします、この一点張りです。今まで多くの事業をこのユーラスエナジーはやってきているんです。多分、今までもこういう手法でやってきたんでしょう。ただ、誰も問題にしなかった。市民がわからなかったから、こういう手法でもいいんだろうなということをしてユーラスエナジーは思ったと思います。準備書にいったら、あと次は評価書です。きちんとやるべきことをやっていない、大手事業者、ユーラスエナジーなんです。こういう事業者をどう思われますか。

○議長（渡部聖一君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 九嶋副市長から答えさせます。

○議長（渡部聖一君） 九嶋副市長。

○副市長（九嶋敏明君） 先ほども申しました。私は、事業者の手先ではございませんが、改めて申し上げますと、皆様御存じのとおり、ユーラスエナジーは当地、由利本荘市には由利原高原にいち早く入っております。これは、ほぼ20年近くになります。ですから、そういった面では環境影響評価等々の手法、実績はある会社でございます。

今野議員のお話のとおり、やや遅いという感じははっきりと、私、持っております。ですが、環境省と経済産業省から出ます一番最初の配慮書に対する意見がかなり項目が多くなっています。それから、秋田県知事から出ました意見書もかなり項目が多くなっております。これにつきましては、準備書の段階まで時間がかかるという判断があったのかなと思います。と申しますのは、この間の鳥類研究者の皆様から出ましたバードストライク、それからノスリ、タカの方野、こういったところが実は入っております。これに関しましては、累積調査をしませんとなかなか答えが出ません、そういった事情があるのではないかと。

それからもう一つ申し上げますと、風車の設置につきましては連携点が非常に問題でございまして、これに関しては東北電力さんが全て受けるのでございまして、実際のところ連携点はないと思っております。それに関しましては、どこまで自費で引っ張って、この辺から立ち上げて送電線に持って行くかというのはかなり時間を要する状況です。ですから、今段階でまだ示せないというのは、何となく理解ができる部分でございます。

○議長（渡部聖一君） 5番今野英元君。

○5番（今野英元君） 迷答弁です。「迷答弁」の「めい」は「名」でなく違うほうの



「迷」です。これは多分、歴史に残る答弁になると思います。

ユーラスエナジーの準備不足なり、こういう手法で今までやってきて、何も問題が起きなかったんです。だって、住民が知らなかったんですから。こういう手順でいかなければいけないということをほとんど私たちも知りませんでした。調べて初めて知ったんです。ユーラスエナジーはもう20年も前から事業をやっているのです、こういうことはもう重々承知なんです。ユーラスエナジー、東由利原にいっぱい風車をつくっていますけれども、何もフェンスで囲っていません。囲うべきことはわかっていながら、市民、住民が知らないものだと思ってやらないんです。ですから、ユーラスエナジーも、今、副市長が認めたように手順が少し遅いと。手順が遅いんじゃないくて、今までそういう流れでやってきているから、まあ、これでいいだろうとこの事業者は思っているんです。でなければ、きちんと法的な手順を踏むはずで、普通であれば。

事業者のユーラスエナジーに対して、市のほうから申し入れしてください。きちんと法に沿って事業を行うということ。

○議長（渡部聖一君） 質問の要旨を簡潔にお願いしたいと思いますが、今のは質問ということで捉えていいですか。

○5番（今野英元君） そうです。ユーラスエナジーに準備書段階でレイアウトするんじゃないくて、方法書の段階できちんとレイアウトする、配置なり基数を示していただきたい、こういうことであります。それを市のほうから言うべきだということ。

○議長（渡部聖一君） 九嶋副市長。

○副市長（九嶋敏明君） その方法書の段階で述べろという指導は、私どもはしない。なぜかと申しますと、環境アセスは法律にのっとって進められております。経済産業省、環境省が許認可を出しますので、私どもはそれを粛々と段階的なものをチェックをしながら見ていくだけというような立ち位置でございます。もちろん意見を申し述べる場面では、意見として出させていただきます。

以上です。

○議長（渡部聖一君） 5番今野英元君。

○5番（今野英元君） 事業者が法律にのっとって環境アセスをきちんとそのように誠実にやればいいです。ですけれども、例えば配慮書を縦覧で見るときにコピーできないとか環境アセスのあり方自体にもいろいろな問題があるんです。ですから、その中で、準備書段階で全体の計画を明らかにするというのはまさにもう——準備書の次には評価書しかないんです。事業者は法律にのっとってやるって必ず言います、法律にのっとって必ずやるとは言いますが、十分に守られているかどうかとなると別なんです。事業者は法律にのっとってやれませんかと言いません。事業者は今までそういう手法でやってきたということだけは確かです。もう、あとは時間が切れましたので、これで終わります。

○議長（渡部聖一君） 以上で、5番今野英元君の一般質問を終了いたします。

この際、午後2時45分まで休憩いたします。

午後 2時32分 休 憩

午後 2時45分 再 開

○議長（渡部聖一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

3番正木修一君の発言を許します。3番正木修一君。

【3番（正木修一君）登壇】

○3番（正木修一君） 無所属の正木修一です。議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順に従い、大項目5件につきまして質問させていただきます。

昨日、関西地方を中心に大きな被害をもたらした非常に大きな台風21号は、昨夜、秋田沖を通過しました。災害警戒室が設置された本市でも、強風での被害はあったものの、大きな人的被害もなく安堵したところです。

ことしの夏は、由利本荘市観測以来最高気温37.8度を記録するなど、命を脅かすほどの高温が続き、熱中症対策など大変な夏となりました。

一方、金足農業高校の活躍など熱く爽やかな話題も多く、これまでになく熱い秋田の夏でした。金足農業旋風が吹き荒れ、農業に対しても全国的に注目されてきておりますので、本市の基幹産業であります農業問題から質問させていただきます。

大項目1、農業の体質強化と担い手育成について。

（1）農業担い手の育成と確保についてお伺いいたします。

全国的に農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地などの増加で、地域の今後が描けないと危惧している地域が多数存在しています。

平成29年度の食料・農業・農村白書では、全国の販売農家が120万8,933戸あり、うち若手農家が13万8,845戸と全体の11.5%となっております。この若手農家とは何歳までだと思われませんか。白書では49歳以下の農家を若手農家としており、中堅世代も含まれております。50歳以上の農家が88.5%、65歳以上は66.4%となっております。現農家の3分の2が10年後にはリタイアすると見られております。白書の現実的な数字を見ますと、本市の構造も変わらず、大変な状況が浮かんできます。

地域には認定農業者を初め、さまざまな形態の農業者がおられますが、今後、地域農業を誰が担っていくのか、人・農地の問題などどのように解決していくか、地域において話し合っていかなければなりません。

農水省は未来の設計図として、集落、学校区、各地区、地域単位で、人と地域の問題解決のための人・農地プランを進め、本市でも各集落単位、中山間協定単位、旧町地域単位で策定されています。

人・農地プランでは、地域の担い手の状況、目指す農業形態など載せてはいますが、現実的に機能しているのか、また策定地域での1年ごとの農業の従事者、作目の変動、変更など、市として十分把握できているのかお伺いいたします。

若手農家の中では、農地を集積・集約し規模の拡大を図ったり、園芸、畜産に特化した農業で販売高を大きく伸ばしている農家もあります。新規の就農者や若手の就農者が増加し、女性の農業者の活躍など明るい話題も多くはなっていますが、まだまだ十分な担い手の確保とまでには至っていません。

新規就農者は、次世代人材投資資金や未来農業のフロンティア育成研修奨励金などの国・県・市での支援制度を利用しての就農や就農準備をしていますが、各種農業研修などの受講経費など市独自での育成支援策も必要と考えますが、市の考えをお伺いいたし

ます。

(2) T P P 11協定発効による影響と対策について。

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定、T P P 11協定発効による市の農林水産物への影響と、市が取り組んでいかなければならない事案についてお伺いいたします。

アメリカが離脱後のT P P 11の関連法案が6月29日に国会で可決、成立し、農水省は総合的なT P P等関連政策大綱に基づき、万全の対策を講じていくと発表しました。また、農林漁業者の不安や懸念にしっかりと向き合って、新たな国際環境のもとでも安心して再生産に取り組めるように対応していくとしています。

農水省は、T P P協定発効による農林水産物の生産額への影響について試算し、全国での生産減少額が約905億円から1,469億円としており、秋田県では約33億円から38億円と想定されております。また、農産物だけでは全国で約616億円から1,103億円、秋田県では約4億9,000万円から9億5,000万円と試算されており、大きな影響は受けないと捉えています。

本市での主要品目、米については、輸入量に相当する国産米を備蓄米として買い入れることにより、需給等に与える影響を抑えるとし、影響額はゼロとしています。輸入米が拡大することで価格水準が下落することが懸念されています。

また、牛肉に関しては、秋田由利牛などの肉質5から3等級は競合しないため、生産額に対する影響額は少ないとしています。乳製品、乳用種肥育農家には影響があると見られています。また、関税撤廃が予定されている果樹類も、安い外国産に押されると見られています。

T P P発効は加盟各国での承認後からですので、まだ対応時間がありますが、T P P 11協定発効によって、本市農産物への影響が懸念される品目と影響額をお伺いいたします。

また、T P P関連政策大綱の施策を活用した次世代を担う経営感覚にすぐれた担い手の育成・支援を進め、力強く持続可能な農業構造の構築を実現し、地域の特性を生かした競争力のある農産物の産地を目指していかなければなりません。

農水省は農業者の懸念と不安を払拭し、T P P協定発効後の経営安定に万全を期すとしておりますが、国の施策の活用はもちろんですが、市としての重点作目の販売支援、外国産に影響されない作目への誘導など、独自の対策を考えているのかお伺いいたします。

大項目2、町内会要望事項への対応についてお伺いいたします。

毎年、各地域で行政懇談会などが行われ、行政への要望事項が町内会より出され、行政からは施策説明や要望内容への対応策などが語られ、大変有意義な会になっていると思います。

私の住む大内地域の要望事項を見てもみると、平成29年度の要望件数は215件あり、要望事項は多岐にわたっており、所管部署も回答に難儀している事項もあるようです。さまざまな要望事項の中で、特に道路舗装、道路拡幅、道路路肩沈下、ひび割れ、陥没の修繕など道路事情に関する要望が大変多くなってきております。他の地域でも同様ではないでしょうか。

市では、道路維持工事での早期実施の検討など前向きな対応もしていますが、舗装工事、補修などすぐの実施は難しく、交付金事業による道路維持工事で早期の対応を検討していきます、由利本荘市総合計画「新創造ビジョン」の後期計画での対応を検討していきますとの回答も多く、各町内は粘り強く毎年要望し、実施時期を待っているのが現状です。

厳しい財政面であると認識しておりますが、安全面にかかわることですので優先的に取り組むことが重要と考えます。市の対応をお伺いいたします。

また、年に数件、道路穴でのパンク、車両きずなどの事故が発生しており、補償問題にも発展しております。道路穴など通行に支障があった場合、すぐ対応できるような体制も考えていかなければと思います。市民が道路穴など確認時、すぐ市の担当部署へ連絡できるなど通報手順を整えることにより、修繕がすぐできる体制が築けると考えますが、これまでの対処と市の対応をお伺いいたします。

大項目 3、児童養護相談の対応についてお伺いいたします。

ことし 3 月 2 日、東京都目黒区のアパートで両親に虐待された末に死亡した船戸結愛ちゃん 5 歳は、平仮名の書き取り帳に、「じぶんから きょうよりか もっともっとあしたはできるようにするから もうおねがい ゆるしてください。」と反省文を残していました。衰弱した小さな体で何を思い、書いたのでしょうか。

厚労省発表の平成 28 年度の児童虐待件数は 12 万 2,578 件となっており、内容別では、心理的虐待 6 万 3,187 件、身体的虐待 3 万 1,927 件、育児放棄・拒否などのネグレクト 2 万 5,842 件と、この 3 つが大半を占め、発生件数は年々増加しております。先日の報道では、平成 29 年度は 13 万 3,778 件との速報値が出ており、前年より 1 万 1,200 件ふえております。

秋田県内、中央・北・南児童相談所を見ますと、平成 29 年度の児童虐待相談件数は合計 502 件となっており、虐待対応件数は 460 件と報道されています。残念ですが、私たちの身近でも起こっている事案です。

保育所、幼稚園、学校、児童委員、民生委員、警察、医療機関などでの兆候の発見、家庭訪問での様子把握、相談案件への対応は、虐待から子供を救う大きな力となっています。また、地域の皆さんのさまざまなつながりが、子供の異変に気づき、対処することで救われた事例も多くあります。

虐待は、孤独の中で子育てと向き合っている人や子育てに苦しんでいる親に多く、子供を守るには親が安心して子育てできる環境が不可欠です。

本市でも、相談、調査、診断、ケース検討会議などで援助する体制をとっていますが、小さな異変でも気づきかわる体制、発見できる体制、そして、悩んでいる親をサポートできる対応や気軽に相談できる窓口など、行政が困窮している親が駆け込める場所になっているのかお伺いいたします。

大項目 4、風力発電事業に対する市の対応について。

(1) 風力発電事業に対しての意見書の提出についてお伺いいたします。

風況のよい秋田県では、風力発電所建設計画、建設が急激にふえており、2018 年 3 月現在、風力発電導入量は青森県に次いで全国 2 位となっております。

県は地域バランスのとれた発展を目指し、沿岸地域では、陸上・洋上風力発電などの

再生可能エネルギーの導入促進と関連企業の育成を図っていく方針を示しています。

本市でも、経済波及効果が期待されるので積極的に取り組んでいく、恵まれた自然環境を生かし、災害対策機能強化に効果の高い自立分散型エネルギーシステム構築の推進に取り組むなどと発しています。

風力発電所建設については、市民の皆さんの間でもさまざまな意見が出ています。

発電事業者は、環境保全のために配慮すべき事項の検討を行う配慮書を作成し、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法など、事業の環境アセスメントの方法を記した方法書を作成し、都道府県知事及び関係市町村に送付することになっております。

市民は、公表後の1カ月半の間、誰でも意見を出すことができ、県は市の意見を聞いて事業者に意見を出すこととなります。

方法書について、都道府県などの意見が述べられたときは、その項目も評価を行うことになっています。事業者は、方法書に従って調査した環境影響評価結果などについて準備書を作成し、公開します。

準備書についても同じく意見を述べることもできますが、これまで市として方法書、準備書に意見書を提出したことがあったかお伺いいたします。

また、事業に対して、由利本荘市再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設に関する手続ガイドラインに沿って評価をしていると思いますが、ほかにも建設に対する判断基準があるのかお伺いいたします。

(2) 風力発電所建設への判断についてお伺いいたします。

由利本荘市再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設に関する手続ガイドライン、このガイドラインは、本市域内における再生可能エネルギーの導入を促進するため、事業者と市との調整手順を示すとともに、事業者が遵守すべき事項を明らかにすることで、再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設などを円滑に進めることを目的とするとしております。

現在、本市では風力発電事業に係る計画が複数進んでおり、市民の皆さんの間でも賛否が分かれているのが現状です。特に一番の懸念事項は、健康にかかわること、景観にかかわることが大きく、何をもって判断するのか難しいものがあります。

これまで、計画された事業で市の意見や市民の皆さんの反対で計画が断念された事例がありましたが、市として今後、健康、景観にかかわる判断をどのようにしていくのかお伺いいたします。

大項目5、消防団を中核とした地域防災力の充実強化について。

(1) 消防団への加入促進についてお伺いいたします。

毎年のように豪雨災害を初め、多様化、大規模化する災害が全国各地で発生しており、本市でも地域防災力の充実強化は重要課題の一つです。

地域に密着し、災害が発生した場合に、地域で即時に対応することができる消防団が、その中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、住民の防災に対する意識を高め、自発的な防災活動への参加を促進することや自主防災組織などの活動を活性化することが、地域における防災体制の強化を図ることにつながっていきます。

しかし、消防団員の数は年々減少傾向にあり、団員確保に苦心している地域も少なくありません。消防に関する調査によると、消防団に入団しない理由は仕事と両立できそうにないが多く、危険な活動という印象があるからと続いています。

すぐには解消できない消防団員の確保ですが、身近な公務員の加入や事業所の協力体制が大きな促進の力になると考えます。

本市でも、消防団員として活動されている職員の皆さんも多く、地域に密着して活動している分、市民の皆さんからの信頼も厚くなっていると感じられます。

他市町村では、住民との交流や地域の実情を知る機会となり、職員の育成にもつながるとして、加入を進めているところもあるようです。市職員の加入促進も大きな防災力になるものと考えますが、市の現状と考えをお伺いいたします。

また、消防団協力事業所もふえつつあり、消防団員確保に大きな力となっていると思われませんが、まだまだ協力事業所をふやさなければなりません。自治体によっては、入札参加資格の加点、奨励金の支給などの支援策を実施しているところもあるようですが、消防団協力事業所表示制度の導入を進め、メリットも周知していくことにより協力事業所もふえると考えますが、現在の状況と考えをお伺いいたします。

(2) 大規模災害団員の導入についてお伺いいたします。

消防庁は昨年12月に、大規模災害時に不足する消防団員を補助する大規模災害団員を設け、災害現場の最前線に立つ、消火や救助は行わず、住民の避難誘導や安否確認などを担うと発表しました。

大規模災害を想定した場合、消防団員は不足していると全国1,719市町村の71%が回答したため、対応できる団員確保のための創設とされています。1月には、自主防災組織などにおいて防災活動を中心的に担う者を大規模災害団員として、情報収集や消防団との連絡調整などを行うとの考えも示されました。

本市では、消防団員、機能別団員、各自主防災組織があり、組織的には十分な体制がとれていると思いますが、新たに大規模災害団員の導入を考えているのかお伺いいたします。

以上で大項目5件の質問を終わらせていただきます。御答弁よろしくお伺いいたします。

【3番（正木修一君）質問席へ】

○議長（渡部聖一君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） それでは、正木修一議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、農業の体質強化と担い手育成についての（1）農業担い手の育成と確保についてにお答えいたします。

本市では、人と農地の問題を解決するための未来の設計図である人・農地プランを各地域ごとに作成し、現在74プランを策定しております。プランに掲載されている内容につきましては、毎年、本人へ確認を行うとともに、農協の座談会での話し合いや各地域担当の農業委員へ照会をするなど、現状を把握しているところであります。

この人・農地プランが現実的に機能するためには、今後、プランをもとに、離農した方の農地を確実に地域の中心となる経営体へ集積していくことが重要であり、地域の話

し合いを重ねながら、なお一層実効性のある計画にしていく必要があると考えております。

また、市独自の担い手育成の支援策については、農業者発展フォーラムの開催や各地域の認定農業者連絡協議会の各種農業研修費助成のほか、農業に興味を持つ高校生を対象に、園芸農家での研修を通じて将来の担い手につながるようプログラムを実施しております。

市といたしましては、今後とも市独自の支援を継続するとともに、国や県の事業も活用しながら、関係機関と連携して担い手の育成、確保に努めてまいります。

次に、（２）T P P 11協定発効による影響と対策についてにお答えいたします。

T P P 11協定が発効した場合の本市農産物への影響につきましては、現段階では試算しておりませんが、国の影響額試算に基づく県の試算を参考とした場合、米に関しましては、政府が輸入枠相当の主食用米を備蓄米として買い入れる対策を講じますが、安価な輸入米の拡大が国内価格水準の下落につながり、本市の米生産額にも影響することが懸念されます。

畜産においては、本市産の牛肉はほぼ100%が黒毛和種であり、輸入品と競合しないものの、国産牛肉全体の価格下落の影響が心配されるところであります。

また、乳製品では、本市の牛乳はほぼ生乳向けであり、影響は少ないものと推測されますが、豚肉については、本市産は銘柄に至っていないため、輸入品との置きかえが進むことが懸念されます。

市といたしましては、こうした影響を回避し、農家の皆様が安心して営農を継続できるよう、国の総合的なT P P 等関連政策大綱に基づく産地パワーアップ事業、畜産クラスター事業などの体質強化対策や県事業等を積極的に活用し、市独自のかさ上げにより経営基盤の強化に取り組んでまいります。

さらに販売面においても、県や農協と連携を密にし、実需と結びついた生産への支援や首都圏へのP R活動などにより、由利本荘米や秋田由利牛など本市農産物が消費者から選ばれるものとなり、農家の経営安定につながるよう努めてまいります。

次に、2、町内会要望事項への対応についてにお答えいたします。

道路は市民生活にかかわる極めて重要な施設であり、各地域からも毎年、道路整備に対する要望が多く寄せられております。

このことから、国からの交付金が厳しい状況の中ではありますが、平成28年度から今年度までの3年間にわたり、通常の道路整備予算とは別枠の市単独事業として1億円を計上し、住民要望に対応してきたところであります。

今後も、多大な事業費を要するものについては、由利本荘市総合計画「新創造ビジョン」に登載し、国の社会資本整備総合交付金事業を活用するなど計画的に進めるとともに、維持補修については緊急度を見きわめて対応してまいります。

また、市の広報4月1日号に、市道の破損に係る各地域の連絡先を掲載しておりますが、危険を伴う道路の穴ぼこなどについては、これまでどおり道路パトロールや道路利用者である市民からの情報提供により、その都度、迅速に対応してまいりますので御理解をお願いいたします。

次に、3、児童養護相談の対応についてにお答えいたします。

児童養護相談については、虐待や障害など相談内容に応じて、子育て支援課を初めとする関係各課が窓口となっております。

また、保護者が保育園等で相談された場合にも、市と連携して対応しているほか、幼保指導員や発達支援相談員が定期的に施設を訪問し、異変の把握や保護者のサポートに努めております。

未就園児に関しましては、こにちは赤ちゃん訪問事業や健診を通じて、虐待予防や保護者の悩みを解決するサポートに努め、子育てに関するさまざまな援助サービスの紹介も行っております。

市といたしましては、子育て世代向けの子育てガイドブック、行政サービス情報ガイド、ママフレ等を通じて広く周知を図るとともに、関係機関と連携して児童養護相談の充実に努めてまいります。

次に、4、風力発電事業に対する市の対応についての（1）風力発電事業に対する意見書の提出についてにお答えいたします。

環境影響評価法にかかわる事業については、配慮書、方法書、準備書の各段階において、環境保全の見地から本市の意見を県知事宛に述べております。

出力1万キロワット以上の風力発電事業については、環境影響評価法が適用され、それ以外の事業については本市のハンドブックを示し、その遵守を求めています。これまでもハンドブックの調整手順に基づき、地域住民への事業説明会の開催や環境影響評価の実施を指導し、その内容を確認しております。

また、小型風力発電については、本年6月にハンドブックを策定し、適切な事業実施を求めていますので御理解をお願いいたします。

次に、（2）風力発電所建設への判断についてにお答えいたします。

御案内のとおり、ハンドブックは再生可能エネルギーを利用した発電施設の建設に当たり、事業者と市の調整事項を示したものであります。環境影響評価法の手続では、事業者が住民等の意見を伺う機会があり、現地等の調査をもとに行った予測評価により、生活環境や自然環境の保全に対する配慮について、事業者の見解、計画が示されることとなります。

市といたしましては、事業実施に当たっては、市民、事業者、行政の三者が相互理解を示すことが重要であると考えております。

今後も、環境保全への配慮、地域振興の観点を踏まえ、市民皆様の御意見と事業者の見解を伺った上で、環境アセスメントの配慮書、方法書、準備書の各段階で本市の意見を述べてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、5、消防団を中核とした地域防災力の充実強化についての（1）消防団への加入促進についてにお答えいたします。

4月1日現在の消防を除く正職員は821名、その約10%の85名が消防団員として各地域で活躍しており、さらに今年度からは新採用の職員に対し、消防団についての説明の時間を設け、勧奨をしたところであります。

日ごろ職員には積極的に地域活動への参加を求めており、職員団員には災害出動や出初め式等の行事をサービス免除にするなど、活動しやすい環境づくりに努めておりますので、御理解をお願いいたします。



また、消防団協力事業所につきましては、6月1日号の広報誌で紹介しており、今年度新たに18の事業所を認定し、8月1日現在、52の事業所を認定しております。

協力をいただいている事業所の皆様には、勤務時間中の災害出動や訓練、行事の参加についての御配慮など、消防団活動に積極的に御協力をいただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

今後も企業等の訪問を継続し、市のホームページや広報誌に掲載するなど、地域への社会貢献を広く周知し、さらに協力事業所の加入増加につなげてまいりたいと考えております。

次に、(2)大規模災害団員の導入についてにお答えいたします。

総務省消防庁が推奨する大規模災害団員は、大規模災害時に消防団の役割が増加、多様化し、基本団員のみでは人手不足が生じるような場合に限り出動するとしております。

本市の消防団は、基本団員と機能別消防団員で構成されており、大規模災害団員に求められる情報収集、住民の避難誘導や安否確認等の任務は機能別消防団員が各機関と連携して担うことから、現在のところ新たに大規模災害団員の導入は考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

○議長（渡部聖一君） 3番正木修一君、再質問ありませんか。

○3番（正木修一君） 御答弁ありがとうございました。

大項目1、農業の体質強化と担い手育成について。

(1)農業担い手の育成と確保について再質問させていただきます。

人・農地プランで、これまでプランに担い手について載っているわけですが、地域の農業を担ってきた高齢者がリタイアした場合、人・農地プランでの担い手が請け負い、農地を維持できるのか。

また、現在従事している農業者が減少する地域が多くなるわけですが、地域の担い手の年齢層の把握や担い手が少ない地域の農地をどのようにしていくのかなど、対応策もプランに盛り込んでいかなければならないと考えますが、考えをお伺いいたします。

○議長（渡部聖一君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 農林水産部長から答えさせます。

○議長（渡部聖一君） 遠藤農林水産部長。

○農林水産部長（遠藤晃君） 正木議員の再質問にお答えいたします。

人・農地プランは、5年後、10年後の地域農業を見据えた計画となっておりますが、地域によっては、やはり中心となる経営体がちょっと不足しているなというところもありますし、また年齢層がちょっと高いなというところも見受けられます。

プランには、今後の地域農業のあり方というところを記載する部分もありますので、一番大事なのは、まず地域できっちり話し合うということだと思っております。

例えば、離農した農家の田んぼを実際に誰が受けるのか、どの担い手が受けるのか、集約的なことも考えて飛び地にならないように、そういう部分も考えながら、また担い手が不足している場合は、隣の地域とのプランの統合も検討しながら、そういうふうな話し合いで充実した中身にしていかなければならないというふうに考えております。今後、そういう細かいこともプランの中に盛り込んで、実効性のある人・農地プランにし

ていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（渡部聖一君） 3番正木修一君。

○3番（正木修一君） 各農家はどうしても現状の作業を優先して、先のことを何とかやるんじゃないかというような、余り考えたくないような雰囲気しておりますので、何とか行政が働きかけ、人・農地プランのメリットも生かして未来の設計図を一緒に描いていってもらいたいと思います。

続きまして、大項目2の町内会要望事項への対応について再質問いたします。

先ほど市長の御答弁では、大変この道路の工事、補修等の要望が多いということで、平成28年度から30年度の間別枠1億円を対応のための予算として計上したということになっておりますけれども、なかなか市民の皆さんが納得いく工事ができていないんじゃないかなというふうに考えます。

また、当局の返答でも、前期計画に上がっていないから、後期計画での対応を検討するというような回答があるわけですが、後期計画には全て登載できるのか、そこら辺を教えてくださいたいと思います。

○議長（渡部聖一君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 道路整備に関しましては、毎年、由利本荘市全域から、かなりの数の要望も出ております。予算を伴うわけではありますが、例えば国の社会資本整備総合交付金事業の枠も年々減少しておりますし、そういう面も見据えながら、市としては別枠の1億円を3年連続計上させて、できるだけ道路補修に力を入れていきたいと、そういうことでやってきておりますが、なかなか相当の要望数であります。緊急を要する場所については、できるだけ早く補修する、そういったことに努めております。

いずれ年間相当な数の要望が来ていることが事実でありますので、そういった内容について建設部長から答えさせます。

○議長（渡部聖一君） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木肇君） 正木議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど市長からありましたように、昨年度の要望でいきますと、約950件ほど全市での要望としてあります。そのうち市道にかかわる部分というのが397件、約400件、半分近くが道路整備に関する要望であります。

これを全て次期計画に入れるということについては、危険性であるとか安全性とか、そういうものを考慮しながら順位づけして登載していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（渡部聖一君） 3番正木修一君。

○3番（正木修一君） 件数多くて回らないというようなことは私どもも十分認識しておりますけれども、緊急度の高いところをまず重点的に早目にやっていただきたいと思っております。

また、例えば地すべり災害などで、復旧に時間がかかっているところなどあるわけですが、やっぱり今まで通れたところが通れないというのはとても不便であります。この地すべり災害で復旧に大分時間がかかっている場合、その要因としてどのようなことが上げられるか、教えてくださいたいと思います。

○議長（渡部聖一君） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木肇君） 正木議員の再質問にお答えいたします。

昨年の7月の22日から23日の雨によりまして、市内多数の地すべりが発生しております。それにつきまして、地すべり案件と判断されるものに関しましては、地下水であるとかそういうものを長期間にわたって調査が必要となります。その調査をもって、災害復旧事業の地すべりという形で申請してまいりますので、申請するまでの調査期間が必要だということが一つあります。

そして、作業の時期的なものとかそういうものもあります。なるべく早く復旧に当たりたいのですけれども、調査期間を要するという事で御理解いただきたいと思いません。

○議長（渡部聖一君） 3番正木修一君。

○3番（正木修一君） ありがとうございます。

それから、もう一点だけお伺いしますけれども、優先順位が低い事業といいますか、私たち住民も、これは可能性がないんじゃないかというようなことも上げられる場合があります。優先順位が低いということは、今まで前期計画にも上がらなかったけど、後期にも上がらないというような可能性もあるわけですが、市としてその状況を見て、これはちょっとできないよというようなことは、各町内に知らせたほうがいいんじゃないかと思えますけれども、そこら辺はどのようにお考えなのか教えてください。

○議長（渡部聖一君） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木肇君） これまでできないということでの対応ということはありませんけれども、施工時期が遅くなるということについては地元と協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡部聖一君） 3番正木修一君。

○3番（正木修一君） ありがとうございます。町内会の要望事項はさまざまな分野にあるわけですが、どうか前向きな検討をしていただきまして、早急な対応をお願いしたいと思います。

大項目3、児童養護相談の対応について再質問いたします。

秋田県では虐待が発覚したというか、そのケースは、460件の虐待ケースがありまして、このうちの269件が警察からの通報となっております。児童虐待に対する関心が高まって、近隣住民からの通報が多くなっているというのが要因のようですが、保育所、幼稚園、学校など関係機関の積極的な関与が痛ましい事件を防ぐことになると思います。行政として積極的な関与や発覚時の連携をとれる体制になっているのかお伺いいたします。

○議長（渡部聖一君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 健康福祉部長から答えさせます。

○議長（渡部聖一君） 今野健康福祉部長。

○健康福祉部長（今野政幸君） ただいまの正木修一議員の再質問にお答えいたします。

先ほど市長が答弁しておりますとおり、関係機関との連携はとれてございまして、相談につきましても学校、そして関係機関、あるいは地域、近隣からあった場合、情報共

有できる仕組みとなっておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（渡部聖一君） 3番正木修一君。

○3番（正木修一君） ありがとうございます。子育て支援課とか訪問や健診を通じた対応とかでいろんなチェック機能が働くというような御答弁でしたので、何とか本市では悲劇が起きない市ということで御努力していただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

続きまして、大項目4、風力発電事業に対する市の対応について、（1）風力発電事業に対しての意見書の提出について再質問いたします。

市としては意見書を全て出しているという御答弁でしたけども、先ほど今野議員が質問しておりましたが、さまざまな場面での意見書の提出があるわけです。配慮書、それから方法書、準備書の段階ですけども、環境影響評価の結果が環境の保全に十分配慮されていると判断した場合は、全て認めていくというような市の方針になるか、そこら辺教えていただきたいと思います。

○議長（渡部聖一君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 市民生活部長から答えさせます。

○議長（渡部聖一君） 茂木市民生活部長。

○市民生活部長（茂木鉄也君） ただいまの御質問にお答えいたします。

それぞれの配慮書、方法書、準備書、各段階で事業者のほうから、その書類が出てくるわけですが、その中に網羅されているものをしっかり確認しながら、当然熟度がだんだん高くなっていくというようなことになりますので、それを踏まえて本市の意見を述べているということでございます。

○議長（渡部聖一君） 3番正木修一君。

○3番（正木修一君） 今まで先ほどのユーラスを初め、20年以上も風車の建設が進んでいるわけですが、なかなか市民の皆さんにおいては、何がどう進んでいるのかわからないというような形であるがゆえに、こんなとこに建つのか、聞いていないとかというような意見が出てくるわけです。実はS B エナジーへの意見書がたくさん、市のほうから各々出ているわけですが、毎回このようには出されてはいないと思いますけども、例えば生活環境への影響に関する見地とか、観光への影響に関する事項とかは必ず出てくる意見書だと思うんですけども、そこら辺は市で毎回このような意見書を出しているのか、そこら辺教えていただきたいと思います。

○議長（渡部聖一君） 茂木市民生活部長。

○市民生活部長（茂木鉄也君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、それぞれの項目ということで、S B エナジーのところでは、自主的な開催、法的な開催も含めまして、10回ぐらいの説明会がS B エナジーにより開催されました。

それに市民の方々100人以上が、恐らくトータルで参加されていると思います。そういうところの意見も踏まえた観点から、意見というものを下させていただいております。

通常のものでございますと、まずチェックをしなければいけない項目が配慮書段階、あるいは方法書段階とございます。それについての意見がまず市民の皆様から寄せられ

た場合は、そういうことも含めて当然意見として反映するわけですが、そろっている中身につきまして、こちらのほうでチェックができたものについては、特に意見はなしというようなことで書かない場合もございます。

以上でございます。

○議長（渡部聖一君） 3番正木修一君。

○3番（正木修一君） 風力発電のみならず再生可能エネルギーに関しまして、市は新たに条例を設けることはしないというようなことをおっしゃっていたと思いますけども、この地域はだめだよというような区域設定とかも考えていかなければならないのではと思いますけども、そこら辺の考え方、教えていただきたいと思います。

○議長（渡部聖一君） 茂木市民生活部長。

○市民生活部長（茂木鉄也君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まずは、こういう地域は建設してはだめだよということになりますと、そこが民地であれ官地であれ、利害関係者が出てくるということになります。それについては、非常に慎重な形で対応しなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡部聖一君） 3番正木修一君。

○3番（正木修一君） 由利本荘市では、ジオパークやさまざまな伝統芸能、それから信仰の山、鳥海山を含むいろいろな観光資源があるわけですが、そこら辺をたとえ私有地、それからさまざまな地目があるわけですが、そういう観光資源等へ、区域設定も拘束力のあるものというんじゃなくて、市では、こういうところは避けてもらいたいというような意見も必要だと思いますけども、そこら辺も考えていないということではよろしいでしょうか。

○議長（渡部聖一君） 茂木市民生活部長。

○市民生活部長（茂木鉄也君） 事業者が申請するという事業ではございますけれども、各段階において市民の皆様からも意見を伺っておりますし、市のほうでも意見を書いているということではございますが、寄せさせた意見によっては、厳しい書き方になるという場合もございます。そういうところを事業者には十分配慮していただきたいというようなことで事業が進むものと理解してございます。

以上です。

○議長（渡部聖一君） 3番正木修一君。

○3番（正木修一君） ありがとうございます。（2）風力発電所建設への判断についてお伺いしたいと思います。

由利本荘市再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設に関する手続ガイドラインでは、環境保全や景観等の地域特性に配慮した調査、評価に努めることとありますが、景観にかかわる判断をどのように求めていくのか教えていただきたいと思います。

○議長（渡部聖一君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 市といたしましては、市民、事業者、行政の三者の相互理解が必要だと、これが非常に重要だというふうに考えております。

○議長（渡部聖一君） 3番正木修一君。

○3番（正木修一君） 景観に関することは個人差がありますので、どのように判断して

いくのかは難しい局面だと思います。このガイドラインの中には健康への影響に関する記述もないんですけども、こちらのほうは、環境アセスメントの中に入っているからいいというような考えなんでしょうか。

- 議長（渡部聖一君） 長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） 市民生活部長から答えさせます。
- 議長（渡部聖一君） 茂木市民生活部長。
- 市民生活部長（茂木鉄也君） 生活環境というような意味合いで環境という部分をうたっておりますので、健康被害が外れているということの取り扱いにはなりません。ちゃんとチェックいたしております。
- 議長（渡部聖一君） 3番正木修一君。
- 3番（正木修一君） そうというような解釈ということでわかりました。

この風力発電事業に関しましては、事業者、それから自治体が計画初期段階から積極的に相談し検討していくことによって、市民の皆さんの誤解も解けるとと思いますので、どうか余りひどい構想にならないようによろしく対処お願いしたいと思います。

続きまして、大項目5、消防団を中核とした地域防災力の充実強化についての（1）消防団への加入促進についてお伺いいたします。

本当にたくさんの市の職員の皆さんが消防団として活躍されていることにちょっとびっくりしました。市を初め、防災に対する意識が高いんじゃないかなと思っております。

この中で、消防団員は事業所が協力的でないとい入れないわけですけども、事業所が52ということで大幅にふえております。消防本部等の御尽力だと思いますが、協力事業所がふえた取り組みといいますか、どのような取り組みをしたのか教えていただきたいと思います。

- 議長（渡部聖一君） 長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） 消防長から答えさせます。
- 議長（渡部聖一君） 齊藤消防長。
- 消防長（齊藤郁雄君） 正木議員の再質問にお答えいたします。

消防団協力事業所の増加の要因ということでございますが、本年度から消防団の活性化を目的といたしまして、担当の職員を1人配置いたしました。その職員を中心にして、消防団の皆さんが勤務する事業所へ直接出向きまして、日ごろの消防団活動への御理解と御協力に関する感謝とあわせまして、消防団協力事業所表示制度に関する御案内をいたしてきてございます。

先ほど市長が答弁したとおり、6月1日号の広報誌には消防団の募集とともに、特集といたしまして消防団協力事業所表示制度の御案内と、その時点での認定事業所を御紹介させていただきました。そういったことが、この認定の増加につながっているのではと考えてございます。

以上であります。

- 議長（渡部聖一君） 3番正木修一君。
- 3番（正木修一君） 協力事業所がふえるということは、これから成果が出て、消防団員がふえてくるんじゃないかなということに本当に期待しておりますので、どうぞこれ

からも御尽力願いたいと思います。

最後に、（２）の大規模災害団員の導入について再質問いたします。

大規模災害団員の役割は機能別団員が担うというような御答弁だったと思いますけども、有事の際には役割分担は難しいのではないかと考えます。消防団、機能別団員、自主防災組織での連携が欠かせないわけですが、定期的な会議など設けているのかどうか、そこら辺教えていただきたいと思います。

○議長（渡部聖一君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 消防長から答えさせます。

○議長（渡部聖一君） 齊藤消防長。

○消防長（齊藤郁雄君） ただいまの再質問にお答えいたします。

正木議員おっしゃるとおり、災害時には非常にこの協力体制というのが重要だと思います。現在のところ自主防災組織、それから消防団、消防本部等の協議ということは行ってございませんが、非常に重要なことだと考えてございますので、危機管理課とも協議をしながら、実現に向けて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡部聖一君） 3番正木修一君。

○3番（正木修一君） どうもありがとうございました。安心・安全のために、ますますの御尽力を願うものであります。ありがとうございます。

当局の丁寧な御答弁ありがとうございました。これをもちまして質問を終わります。

○議長（渡部聖一君） 以上で、3番正木修一君の一般質問を終了いたします。

以上をもって一般質問を終了いたします。

---

○議長（渡部聖一君） 日程第2、これより提出議案に対する質疑を行います。

この際、認定第1号から認定第16号までの16件並びに議案第119号、議案第120号、議案第123号及び議案第126号から議案第132号までの10件の計26件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。よって、提出議案に対する質疑を終結いたします。

---

○議長（渡部聖一君） 日程第3、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第133号及び議案第134号の2件を一括上程し、市長の説明を求めます。  
長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） 追加提出議案の説明に入ります前に、このたびの台風21号関連について御報告申し上げます。

このたびの台風21号は非常に大きな勢力で進み、他県においては、暴風、大雨、高潮などにより大きな被害が発生しておりますが、幸いにも本市においては人的被害は発生しておりませんが、公共施設の屋根の剝離など数件の建物被害が報告されております。

農業施設や道路河川被害等については、現在確認中であります。

市といたしましては、今後も引き続き被害状況の把握と復旧に全力で対応してまいります。

以上で報告を終わります。

それでは、追加提出議案について御説明申し上げます。

本日追加提出いたします案件は、契約締結案件1件、補正予算1件の計2件であります。

初めに、契約締結案件についてであります。

議案第133号市道猿倉花立線災害防除工事請負変更契約の締結についてであります。これは地山の確定による数量変更に伴い工事請負額が増額となるため、山科建設株式会社・矢島建設株式会社特定建設工事共同企業体と変更契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、補正予算についてであります。

議案第134号平成30年度一般会計補正予算（第7号）についてであります。総務費では、移住者の増加が見込まれることから、定住促進奨励金を追加、農林水産業費では、8月の豪雨により被災した農地・農業用施設18カ所の復旧を支援するため、市単独による農地等単独災害復旧補助金を追加、商工費では、道の駅岩城の温泉用引湯管が漏水していることから、その修繕費を追加、災害復旧費では、8月の豪雨により市道や法定外道路が破損したため、その復旧費を追加しようとするものであります。

以上が一般会計補正予算の内容であります。この財源としては繰越金940万円を増額し、補正後の予算総額を467億6,234万2,000円にしようとするものであります。

なお、補正予算の概要につきましては、お手元に配付しております補正予算概要を御参考くださいますようお願いいたします。

以上が、本日追加提出いたします議案の概要でありますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡部聖一君） 以上をもって、追加提出議案の説明を終わります。

これより、追加提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日追加提出されました議案第133号及び議案第134号の2件に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午後 4時00分 休 憩

午後 4時01分 再 開

○議長（渡部聖一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、追加提出されました議案第133号及び議案第134号の2件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。よって、追加提出議案に対する質疑を終結いたします。



---

○議長（渡部聖一君） 日程第4、決算審査特別委員会の設置並びに委員の選任の件を議題といたします。

この際、お諮りいたします。認定第1号から認定第16号までの16件については、決算審査特別委員会を設置し、審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第16号までの16件については、決算審査特別委員会を設置し、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長、議会選出監査委員を除く23名を指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました23名を決算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

なお、決算審査特別委員会の正副委員長互選のため、特別委員会を本日、本会議終了後、直ちに正庁に招集いたします。

---

○議長（渡部聖一君） 日程第5、提出議案、請願、陳情の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

---

○議長（渡部聖一君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明6日、7日は各常任委員会、決算審査特別委員会による議案審査のため休会、8日、9日は休日のため休会、10日は各常任委員会、決算審査特別委員会による議案審査のため休会、11日は総合防災公園整備特別委員会、決算審査特別委員会による議案審査、決算審査特別委員会主査会議のため休会、12日から14日までは事務整理のため休会、15日から17日までは休日のため休会、18日は決算審査特別委員会のため休会、19日、20日は事務整理のため休会、21日午前10時より本会議を再開し、各委員会の審査報告、質疑、討論、採決を行います。

また、討論の通告は、20日正午まで議会事務局に提出していただきます。

なお、限られた委員会の審査日程でありますので、各委員会審査には特段の御配慮をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 4時05分 散 会